

## 裁 決 書

審査請求人

[Redacted Name]  
[Redacted Address]

同代理人

大阪市北区西天満 3 丁目 14 番 16 号  
西天満パークビル 3 号館 7 階  
あかり法律事務所  
弁護士 小久保 哲郎

処分庁

茨木市福祉事務所長

審査請求人が令和元年 5 月 7 日に提起した処分庁による生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。)第 63 条の規定による費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

処分庁が平成 31 年 2 月 8 日付けで行った法第 63 条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

### 事案の概要

- 1 処分庁は、平成 30 年 7 月 31 日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し法による保護を開始した。
- 2 平成 30 年 10 月 12 日、請求人は、処分庁に対し、生命保険の解約に伴う解約返戻金を同月 11 日に受領した旨を申し出た。

- 3 処分庁は、平成31年2月8日付けで、請求人に対し、平成30年10月11日に受領した解約返戻金について、法第63条の規定による費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、通知した。
- 4 請求人は、令和元年5月7日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

#### 審理関係人の主張の要旨

##### 1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

##### ア 本件処分に至る経緯

(ア) 請求人は、統合失調症（精神障害2級）との知的障害（療育手帳B2）を有しており、前者について、2週間に1回、通院し投薬治療を受けている。また、請求人は、月額約65,000円の障害基礎年金と同約7万円の就労収入（老人介護食等の会社事務所清掃作業に従事）を得て、最低生活費に満たない部分について生活保護を受給している。

(イ) 請求人の母（以下「母」という。）は、平成25年4月8日、現在も請求人が居住しているマンション（以下「本件マンション」という。）を賃借し、請求人とその姉（以下「姉」という。）と3人で生活してきた。

請求人には、出かけるときにガチャガチャと何度も鍵をかけなおす確認作業等の強迫神経症の症状があるため、隣人等とのトラブルを避けるため、壁の厚いしっかりしたマンションを探していたところ、当初、家主からは、月額家賃6万3000円の部屋を紹介された。母らが値段に難色を示すと、「隣室は前の居住者が熱中症で死亡した事故物件なので5万円と安いですよ」と勧められたことから、この部屋を借りることとした。

(ウ) 左膝関節機能障害（身体障害5級）をもつ姉は、入退院を繰り返して高齢の母が体力の限界でパート就労ができなくなったことから、請求人世帯は、生活困窮者の支援団体に相談した。そして、母は、姉と支援団体事務局長とともに処分庁を訪れ、平成30年7月28日、生活保護申請をした。

(エ) 請求人は、20年以上前から生命保険（月額保険料9,670円、死亡保険受取人は母）

に加入していた（以下「本件生命保険」という。）。上記生活保護申請にあたって、母らは、本件生命保険の存在について申告した。そして、請求人世帯には、母と請求人の年金収入と請求人の就労収入があり、少しでも収入増加があれば生活保護が打ち切りになる可能性が高いうえ、統合失調症に罹患している請求人が新たに同条件の生命保険に加入することは困難であることから、本件生命保険は解約したくないことを伝えた。

これに対し、処分庁の担当者は、生活保護の受給にあたり本件生命保険を解約する必要はない旨回答したため、請求人は、本件生命保険を解約することなく生活保護の受給を開始した。

(オ) 処分庁は、平成 30 年 8 月 17 日、請求人世帯に対する保護開始決定を出した。

(カ) 上記 (エ) 記載のとおり、保護申請当初、処分庁は、本件生命保険を解約する必要はない旨述べていたにもかかわらず、保護が開始されると、担当ケースワーカーは請求人らに対し、「保険料が高い。生活保護を受けていれば医療費は出るのだから生命保険は必要ない」などと述べて、しばしば解約を求めようになった。請求人らは、解約したくないと対応していたが、会うたびに担当ケースワーカーから解約を求められるため、やむを得ず、請求人は、同年 10 月 4 日、本件生命保険を解約し、同月 11 日、解約返戻金 505,753 円が支払われた。

なお、その前後にわたって、担当ケースワーカーや他の処分庁職員から、解約返戻金を返還しなければならないことや、当該世帯の自立更生に資する経費等については返還金から控除され得ることについての説明は一切なかった。

(キ) 母が日中ほとんど寝ている状況のため、同年 11 月 12 日、母と姉は、母の長男（請求人の兄）（以下「兄」という。）宅に転居した。これに先立つ同年 10 月 11 日、請求人は、賃借人との間で居住先マンションの賃借人を請求人とする確認書を交わした。

先に述べたとおり、本件マンションの月額家賃は 5 万円であるところ、請求人が単身世帯となったことで、住宅扶助費は月額 39,000 円となり、生活扶助費からの持ち出しが増えることとなった。しかし、処分庁も、請求人の病状から本件マンションへの居住継続が必要であり、転居は望ましくないとの請求らの見解に理解を示し、「6 ヶ月間は住宅扶助の特別基準の設定をし従前どおり月 5 万円の住宅扶助費を支給するが、その後は転居を検討して欲しい」と述べた。

(ク) 支援団体事務局長は、請求人らから本件生命保険を解約させられたという話を聞き、姉らとともに、同年 11 月 6 日と同月 19 日、処分庁に話し合いに行った。担当ケースワーカーと上司が、生活保護手帳を示して説明を試みたものの、支援団体事務局長が、本件生命保険は保険料額が生活扶助費の 1 割以下で解約返戻金が 3 ヶ月程度以下であるから解約指導をする根拠がないと抗議すると、処分庁職員らは反論することが

できず黙っていた。

(ケ)ところが、処分庁は、その後、請求人や姉らに対し、本件生命保険の解約返戻金を返還するよう繰り返し要請した。そこで、請求人は、弁護士に依頼し、弁護士は、請求人の代理人として、平成31年1月16日、処分庁に対し、解約返戻金の返還請求をやめるよう求めた。

(コ)処分庁は、上記申入れにもかかわらず、平成31年2月8日、本件生命保険の解約返戻金505,753円から、転居費用35,640円と住宅名義変更費用15,000円の計50,640円を控除した454,985円を法63条の規定に基づき返還するよう求める本件処分を出した。

#### イ 本件処分の違法性

(ア) 本件生命保険の解約指導自体が違法であったこと

生命保険については、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)上、「返戻金が少額であり、かつ、保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しない場合…解約させないで保護を適用して差しつかえない。」とされている(課長通知問第3の11)。

これを受けて、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問3-24は、さらに詳細に次のとおり述べている。

「生命保険は被保険者の生死を保険事故とし、その事故が発生したときに保険者が一定の保険金を支払うことを約し、保険契約者が保険金を支払うことを約する保険であるが、このように保険には『万一の場合に備える』という保障的性格に意味があり、日常の生活費の不足を補うために保険を途中で解約することは、むしろ例外とされている。したがって、本件解約返戻金は『資産』とはいっても、払いもどしを当然の前提としている貯金とはかなり性質を異にしているため、少額の解約返戻金まで活用を求めるのは社会通念上適当ではなくなっている。また、解約はかえって保護廃止後の世帯の自立更生に支障を生じるおそれもある。」

そして、「解約返戻金が少額であるかの判断については、医療扶助を除く最低生活費の概ね3カ月程度以下を目安」とし、「保険料額の当該地域の一般世帯との均衡の判断については、…医療扶助を除く最低生活費の1割程度以下を目安」とすべきであるとしている。

本件生命保険の解約指導をされていた時の請求人世帯の最低生活費は約20万円であったところ、保険料は月額9,670円と最低生活費の1割に満たない額であり、解約返戻金も505,753円と最低生活費の3カ月分以下であるから、本件生命保険は保有

したまま生活保護の利用が可能であったのであり、そもそも解約指導自体が違法であったことが明らかである。

#### (イ) 信義則違反

上記のとおり、本件生命保険については、そもそも解約指導をすること自体が違法であった。処分庁が、違法な解約指導を行い、解約返戻金が請求人に支払われるや、これを保護費の返還に充てて支給済みの保護費の回収を図ることは、自らの実施機関としての権限を濫用し、請求人に義務なきことを行わしめ、請求人の不利益をもって自らの利益を図ろうとするものであって、信義誠実の原則に違反する。

また、生活保険の解約を必要とする場合には、生活保護の申請前に説明をして解約させ、当面は解約返戻金で生活等をしてもらったうえで、それが尽きた段階で生活保護の申請をするよう助言するのが通常である。本件において、仮に、解約指導を行うにしても、通常のとおり保護申請前に行われていれば、請求人世帯としては、後に(ウ)で述べるとおり、解約返戻金で電化製品の購入等必要な費用に充てたうえで生活保護申請をすることができた。

本件においては、処分庁の対応が中途半端に違法であったため、請求人世帯は、その機会さえ得ることができなかつたのであり、信義則違反の程度は重いと云わざるを得ない。

#### (ウ) 自立更生控除の調査・検討義務違反（裁量権の逸脱濫用）

##### a 実施要領上の規定

法 63 条に基づく返還額の決定にあたっては、「保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合」には、一定額を要返還額から控除することが認められている（問答集問 13-5 答（2）本文）。

具体的には、「当該収入が、次第 8 の 3 の（3）に該当するものにあつては、課第 8 の 40 の認定基準に基づき実施機関が認めた額」や、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」を要返還額から控除することが認められている。

##### b 裁判例

近時、こうした自立更生費の控除の要否について検討しないままなされた 63 条返還決定を違法とする裁判例が相次いでいる。

まず、大阪高裁平成 25 年 12 月 13 日判決（貸社 1613 号）は、平成 19 年 1 月時点において要保護状態であったが、水際作戦によって生活費を知人・親戚などから借金してしのぎ、同年 6 月保護開始された後、遡及支給を受けた年金を借金の返済に充てたところ、遡及支給分全額を 63 条返還請求された事案において、「（自立控

除の) 判断が著しく合理性を欠く場合は、その裁量権の逸脱、濫用として違法となる」ところ、「生活に困窮し、その間に知人や親戚などからの借金に頼って生活してきたものであり、その借入金は保護課の不適切な対応が招いたものということができる。」「その返済は保護開始前の単なる負債の返済とは異なり、本来、生活保護費として支給されるべきであるのに保護を受けられなかった」期間の分が含まれているのであるから、「これらの点を考慮することなく、本件遡及支給分の全額を返還額として決定したことは重きに失し、著しく合理性を欠いたものというほかなく、裁量権を逸脱したものと認めるのが相当である」と判示した。

また、福岡地裁平成 26 年 2 月 28 日判決(賃社 1615・16 合併号)は、生命共済契約に基づき 4 回にわたり入院給付金等約 78 万円を受領したところ、実施機関が診断書料、本人と妻の通院交通費、手術着レンタル料等を控除しただけで残額を全て返還決定した事案において、「エアコンがない場合、夏においては熱中症や脱水症状を引き起こす可能性がある上、原告は高齢であり、心機能障害を有しており、糖尿病の持病も有しているところ、仮に脱水症状を引き起こせば、心筋梗塞が再発するリスクや糖尿病が悪化するリスクがある。そうするとエアコンを購入する費用は、原告の自立更生のためにやむを得ないものであるとして、自立更生費に該当すると認められる余地が十分にあったものというべきである。」「本件各決定に際し、判断要素の選択に合理性を欠いていなければ、本件各決定の返還額が異なった可能性は十分にあり、本件各決定は社会通念に照らし著しく妥当性を欠く」と判示した。

そして、福岡地裁平成 26 年 3 月 11 日判決(同上)は、実施機関が遺族年金月約 1 万 4000 円を看過して過誤払いした保護費を本人が知らずに生活費等に費消していたところ、過誤払いに気づいた実施機関が約 30 万円の過誤払金全額の返還を命令した事案において、「処分行政庁は、本件返還金決定に際し、原告の生活実態、本件過誤払金の使途等についての調査を行わず、また、…自立更生費の有無について検討しないで、本件返還金決定をした。」「したがって、本件返還金決定は、…裁量権の逸脱ないし濫用があったものとして違法であり、取消しを免れない」「全額返還を命じることにより自立を著しく阻害するような場合には、自立更生費の有無にかかわらず、一定額を過誤払金から控除して返還額を決定することも可能と解される(なお、…一定の生活費についても自立更生費についても自立更生費に該当すると解釈することも可能と解される)。」と判示した。

c 本件において考慮されるべき自立更生費

(a) 当該世帯において利用の必要性が高い生活用品の購入費用

以下の電化製品や家具什器費については、請求人世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたもの」として要返還額から控除されるべきであった(問答集問 13-5 答(2)エ。同ウ、「生活保護法による保護の実施要領につ

いて」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8の3(3)オ・キ、課長通知第8の40答(2)ク参照)。

① 扇風機 5,529円

猛暑が続く中、エアコンによる電気代を節約するために扇風機は不可欠であるため、2018年11月21日、既に購入した。

② 電子レンジ 13,799円

スイッチが入らなくなり壊れたため、2019年3月10日、既に購入した。

③ 冷蔵庫・洗濯機(含むリサイクル代) 69,800円

冷蔵庫は中の棚が割れてボロボロになっており、洗濯機も古くてガタガタ大きな音が鳴っていたため、2019年3月30日、既に購入した。

④ エアコン(含む工事代等) 97,800円

前述のとおり、本件マンションは7階建ての最上階で特に暑くなりやすく、前居住者が熱中症で死亡したほどであるから、エアコンが不可欠であるが、現在使用しているエアコンは、1997年製造ですでに20年以上経過しているため買い替えの必要がある。本件マンションは6畳と4畳半の部屋と3畳程度の台所からなるので10畳用のエアコンが必要である。なお、賃貸借契約書上、冷暖房設備は「付属設備」に揚げられておらず、請求人は賃借人からエアコンの交換は自費で行うよう言われている。

⑤ 洋服ダンス 21,990円

現在、請求人宅には2部屋に洋服ダンスが1つもなく、洋服や靴は雑然と吊るしたり置いたりしている状態なので、洋服ダンスの購入が必要である。

⑥ 小計 208,918円

(b) 他の自立更生費

請求人は、19歳のときに統合失調症を発症して以来、28年間加療を受けており、これまでに5年間、精神病院に入院した事もあるが、この10年、特に本件マンションに転居してから5年間は症状も安定している。前記アの(キ)で述べたとおり、転居によって住環境が大きく変わると請求人の症状が悪化するおそれがあるため、処分庁も、「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められる」と判断し、1.3倍以内の特別基準を設定し、当面6ヶ月を目途として、従前どおり5万円の家賃全額の住宅扶助費を支給している。しかし、6ヶ月経過すれば直ちに上記の事情が解消するわけではないので、請求人

は、少なくとも今後2年程度は現住居にて様子を見たいと考えている。

そこで、本来は、処分庁が従前どおり住宅扶助費の特別基準の設定を継続すべきであるが、これを取りやめるといっているのであれば、現在の家賃5万円と住宅扶助費39,000円との差額11,000円の2年分264,000円については、請求人の生活と病状の安定のために不可欠な自立更生費として認められるべきである。

d 小括

処分庁は、本件処分をするにあたって、請求人に対し、返還額から自立更生費の控除がなされ得ることについて何ら説明をせず、上記のような請求人の生活上のニーズについて何ら調査・検討も行わなかった。以上の自立更生費は合計472,918円で、本件処分で返還を求められている454,985円を超えていることからすれば、処分庁が、本来行うべき自立更生費の説明、調査及び検討を行っていたら、要返還額は存在しないはずであった。にもかかわらず、本件処分は、こうした説明、調査及び検討を完全に怠ってなされたのであるから裁量権の逸脱・濫用が認められ違法である。

(エ) まとめ

以上述べたとおり、いずれにせよ、本件処分は違法(少なくとも不当)であるから、すみやかに取り消されるべきである。

(2) 審理員が令和元年7月10日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 求釈明

(ア) 「処分庁においては、生活保護開始時点で、保険会社に対して解約返戻金の調査を掛けることになっているが、本件生命保険についてはその対象から漏れてしまっていた」とのことであるが、なぜ漏れていたのか。また「姉から本件生命保険を解約する意向を受けてから」では今さら調査する意味がないように思われるが、なぜその時点に至って保険会社に対する調査を開始したのか。

(イ) 処分庁は、「当初から本件生命保険に解約返戻金が発生することを認識していれば、保険料及び解約返戻金の額によっては解約する必要がない旨、請求人に申し伝えることができたが、請求人の申告により本件生命保険に解約返戻金がないと認識していたため出来なかった」と弁明しているが、意味不明である。解約返戻金があってもそれが一定基準以下であれば解約する必要がないのであるから、解約返戻金がないと認識していたのであれば、なおさら解約する必要がないことについて説明すべきであった(少なくとも説明することは容易であった)ことが明らかである。なぜ、解約返戻金がないと認識していれば、「保険料及び解約返戻金の額によっては解約する



必要がない」ことを「請求人に申し伝えることができない」のか、説明されたい。

(イ) 返還金等審査調書の総合審査結果欄によれば、必要経費と認めた 50,640 円以外については「必要性及び緊急性は認められず…免除対象としない。」と判断したとのことであるが、自立更生控除を行うにあたって、「必要性及び緊急性」を要件とする実施要領又は内規等の存否を明らかにし、ある場合には、それを証拠として提出されたい。また、かかる要件を考慮することの法的な正当性について具体的に明らかにするとともに、本件において、「必要性及び緊急性」を認めなかった具体的理由を明らかにされたい。

(3) 審理員が令和元年 10 月 28 日に受理した請求人の再反論書には、次の趣旨の記載がある。

#### ア 事実の経緯について

(ア) 請求人は、平成 30 年 7 月 19 日、ひとりで処分庁を訪れ、生活困窮を訴えて生活保護利用の意思を示したが、本件生命保険があることを話したところ、職員から「保険契約を中途解約して解約返戻金を受け取り、医療費の支払いに充て、預貯金を費消した際に再度来所するように」と言われ、生活保護の申請をさせてもらえなかった。

しかし、請求人世帯には、母と請求人の年金収入と請求人の就労収入があり、少しでも収入増加があれば生活保護が打ち切りになる可能性が高いうえ、統合失調症に罹患している請求人が新たに同条件の生命保険に加入することは困難であることから、請求人は本件生命保険の解約はしたくないと考えていた。姉は、帰宅した請求人から生命保険の解約を求められたと聞き、上記事情から本件生命保険を解約することは考えられないため、生活保護をあきらめないといけないねと請求人と話した。

(イ) 姉が、請求人らの生活を心配して電話をかけてきた兄に対して生活保護を受けられなかったことを話すと、兄は「単独で行っても断られるから詳しい人に一緒について行ってもらった方がよい」と支援者に連絡を入れてくれた。

支援者と支援団体事務局長は、同年 7 月 28 日、請求人宅を家庭訪問し、請求人、母及び姉から上記の経緯を聞き取った。支援団体事務局長が、本件生命保険の内容を確認したところ、保険料が世帯の最低生活費の 1 割以下であり、解約返戻金もないと思うとのことだった。そこで、支援団体事務局長は、請求人らに対し、本件生命保険は解約することなく生活保護を利用できることを助言した。

(ウ) 母と姉は、同年 7 月 31 日、支援団体事務局長、支援者とともに処分庁を訪れ、生活保護申請をした。その際にも、本件生命保険を含む各種生命保険契約があることを申告した上で、支援団体事務局長の助言で持参していた生命保険証書等も提出した。

支援団体事務局長が、「本件生命保険は保有が容認される範囲なので解約しなくても生活保護は受けられますよね」と確認したところ、対応した職員は、それを肯定し、手続を進めた。

請求人は、上記同日の保護申請にあたり、資産申告書にも本件生命保険契約の存在と月額保険料が 9,670 円であることを記入のうえ正確に申告し、処分庁もその内容を把握した。この点、処分庁は、後記 2 処分庁の主張 (1) イ (イ) b)において、「同年 8 月 13 日、請求人ら宅で実地調査を行った際、姉から B 社の生命保険、請求人は本件生命保険に加入している旨の申告があった」と述べ、あたかも、この時初めて本件生命保険について把握したかのように主張するが、明らかに客観的証拠に反している。

(エ) ところが、処分庁は、同年 8 月 2 日、契約のない先も含めて 12 社もの保険会社等に対して保険契約及び解約返戻金の有無等の照会を行いながら、肝心の本件生命保険契約の解約返戻金についての照会を行うことを怠った。

(オ) 処分庁担当ケースワーカーらは、8 月 13 日、請求人宅を現地調査（家庭訪問）したが、その際、請求人らに対し「保険料が高い。生活保護を受けていれば医療費は出るのだから生活を圧迫する生命保険は必要ない。生命保険は解約してはどうか」と述べた。これに対し、姉は、前記事情から解約したくないと述べたが、担当ケースワーカーは、その希望を受け入れず同じ話を繰り返したので、請求人らは、単なる助言ではなく指導と受け止めた。

(カ) 処分庁は、同年 8 月 16 日に同年 7 月 31 日付での保護開始決定を行い、同年 8 月 17 日、保護開始決定通知書を請求人に手交した。請求人世帯の最低生活費は月額 220,680 円であった。

母と姉が、8 月 17 日、呼び出されて処分庁を訪れたところ、担当ケースワーカーから、保護決定通知書を渡され、保護開始に伴う制度説明を受けた。担当ケースワーカーが「保険の解約はしましたか」と尋ねたため、姉が「まだです」と答えたところ、担当ケースワーカーは家庭訪問時と同様に本件生命保険を解約するよう述べた。

本件生命保険の月額保険料は 9,670 円であり上記最低生活費の 1 割以下である。最低生活費の 3 カ月分は 662,040 円であるから、本件生命保険の解約返戻金額がそれ以下であれば、請求人は本件生命保険を解約することなく継続できることは、遅くともこの時点で明確になっていた。にもかかわらず、処分庁職員らは、請求人らに対して、かかる事実を説明することのないまま、上記のとおり、本件生命保険の解約を繰り返し求めたのである。

なお、処分庁は、この日、「生活保護受給の説明の中で一般論として保険の解約返戻金が発生する場合は返還対象になる旨、申し伝えた」と主張するが（後記 2 処分庁の主張 (1) イ (イ) b)、姉らが、そのような説明を受けた事実はない。説明に

際して手交された「生活保護のしおり」にも、「活用できる資産がありながら、生活保護を受けたとき」の法第 63 条に基づく返還に関する記載があるだけで、生命保険の解約返戻金がこれに当たり得る旨の記載はない。まして、本件生命保険の解約返戻金が返還対象になるという具体的な説明は一切受けていない。

(キ) 保護開始決定調書には、本件生命保険契約について「保険料は最低生活費の 1 割未満であるため容認できる範囲である。また解約返戻金については、姉や請求人の話では、ないとのことであるが根拠資料がないため、今後、法 29 条に基づく調査を行い解約返戻金について確認を行い保有の可否について決定する。」「長男および請求人の生命保険について解約返戻金を確認し、解約し資力と認められる際には法第 63 条を適用する。」との記載がある。

しかし、最初の生活保護相談の時から、処分庁が請求人及びその関係者（母、姉、支援団体事務局長、支援者ら）に対して、保険料が最低生活費の 1 割以下、解約返戻金が最低生活費の 3 カ月分以下であれば解約せずに保有し続けられることについて、説明したことは一切なかった。

(ク) 姉は、同年 9 月 5 日には保護費を受け取るために、同年 9 月 6 日には請求人が存在を忘れていたネット銀行の利用明細を提出するために、それぞれ処分庁を訪れた。それ以外にも姉は、医療券を受け取るために 8 月 25 日過ぎころ、9 月 25 日過ぎころにも処分庁を訪れたが、そのたびに、担当ケースワーカーから、繰り返し本件生命保険の解約の有無を確認され、解約するよう求められた。そのため、姉は、9 月下旬ころ、「やっぱり生命保険はどうしても解約しないとあかんみたいやで」と請求人に伝えたため、請求人は不本意ながら本件生命保険の解約書類を取り寄せた。

(ケ) 姉から言われて請求人は、やむを得ず、10 月 4 日、本件生命保険契約を解約した。姉は、同年 10 月 5 日、保護費を受け取るために処分庁を訪れた際、そのことを旨担当ケースワーカーに伝えた。

請求人は、10 月 11 日に解約返戻金 505,753 円の振込を受け、姉が、同月 12 日には処分庁に対して通帳写し等を担当ケースワーカーに提出して報告した。ケース記録には、請求人が来庁した旨記載されているが、虚偽記載である。同居していた際には処分庁とのやり取りは姉が行っていたのであり、姉は、担当ケースワーカーが通帳を見て解約返戻金の金額の多さに驚き、慌てた様子であったことを明確に記憶している。面談時に担当ケースワーカーから、返戻金を返さなければならないことや費消してはならないことは一切伝えられておらず、かかる説明をしたとのケース記録の記載も虚偽である。

数日後、担当ケースワーカーから姉に「返戻金を返してもらわないといけなくなるかもしれないから余り使わないように」との電話があった。姉が「幾ら置いておいたらいいんですか」と聞いたところ、担当ケースワーカーは「それは検討してみないと

分からない」と回答した。担当ケースワーカーからは、一切手を付けずに置いておくようにとは言われなかったため、姉は、請求人に対して、「余り使わないほうがいいみたいやで」とだけ伝えた。

(コ) 姉が、10月末に医療券を受け取るため処分庁を訪れたところ、担当ケースワーカーから解約返戻金を返してもらうことになると言われた。

姉は、詐欺にあったような気持ちになり、本当に返さないといけないものか支援団体事務局長に電話して聞いた。支援団体事務局長は、本件生命保険を解約させられていることを知って驚き、処分庁に抗議に行くことになった。

(サ) 支援団体事務局長は、同年11月6日と同月19日、姉とともに処分庁を訪れ、本件生命保険は、保険料が最低生活費の1割以下、解約返戻金が最低生活費の3カ月分以下であって保有継続できるものであって解約指導をする根拠がない旨抗議し、解約返戻金の返還請求を行わないよう求めた。これに対し、処分庁側からは、転居費用等については内容によって必要経費として控除できる余地がある旨の説明はあったが、世帯の自立更生に資する経費については幅広く控除される余地があることについての説明はなかった。

なお、請求人らも支援団体事務局長も、この時点においては、この自立更生控除に関する知識がなかったため、自ら自立更生控除に関する主張をすることもできなかった。請求人らや支援団体事務局長も、請求代理人から教示されて初めて自立更生控除に関する知識を得たのである。

(シ) ところが、処分庁は、その後、請求人や姉に対し、本件生命保険の解約返戻金を返還するよう繰り返し要請した。そこで、請求人は、弁護士に依頼し、同弁護士は、請求人の代理人として、平成31年1月16日、処分庁に対し、解約返戻金の返還請求をやめるよう求めた。

(ス) 処分庁は、請求人や姉に対し、本件生命保険の解約返戻金の使途と疎明資料の報告を求め、請求人らは誠実にこれに応じた。処分庁職員は、解約返戻金の使途を確認する過程においても、「転居に使った費用はないか」という確認は行ったが、自立更生に資する経費が控除され得ることについての説明は一切行わなかった。

(セ) 処分庁は、平成31年1月28日、ケース診断会議を開催し、母と姉の転居費用35,640円及び住宅名義変更に伴う手数料15,000円のみを必要経費として認め、その他の購入物品等については、扇風機や除湿器等本来自立更生経費として認められるべきものについても、「必要性及び緊急性は認められず、経常的な生活費の中から購入するものである」との理由で免除対象としないと判断した。

(ソ) 処分庁は、上記会議をふまえ、平成 31 年 2 月 8 日、本件生命保険の解約返戻金 505,753 円から、上記転居費用等 50,640 円を控除した 454,985 円を法 63 条の規定に基づき返還するよう求める本件処分を出した。

#### イ 処分庁の主張に対する反論

##### (ア) 本件生命保険の解約指導の適法性・妥当性

- a 処分庁は、「本件生命保険についても当初段階から解約返戻金があると認識していれば、当然、それが引き続き保有の許される範囲内かどうかを検討し、もし保有が容認できない場合については、その取扱いについて説明し、必要な助言を行っていたはずである。」、「処分庁は、当初から本件生命保険に解約返戻金が発生することを認識していれば、保険料及び解約返戻金の額によっては解約する必要がない旨、請求人に申し伝えることができたが、請求人の申告により本件生命保険に解約返戻金がないと認識していたため出来なかったということに過ぎない」などと主張する。
- b かかる主張からすると、処分庁も、請求人に対し、保険料及び解約返戻金の額によっては解約せずに本件生命保険を継続保有できることについて説明をしなかったことを認めている。
- c 一方、上記説明をしなかった理由について、処分庁は「本件生命保険に解約返戻金がないと認識していたため」と説明するが、意味不明であり全く理由になっていない。本件のように請求人が生命保険の継続保有を希望している場合には、処分庁としては、解約返戻金の有無や額にかかわらず、継続保有が認められる要件を説明すべきである。しかも、処分庁が主張するとおり、「解約返戻金がないと認識していた」のであれば、保険料が最低生活費の 1 割以下である本件生命保険は確定的に保有が認められることになるのであるから、なおのこと説明すべきである。にもかかわらず、上記説明を行わず、解約の指導（助言）を行ったのは、請求人が継続保有できることを知れば解約に応じないことが容易に推測されるため、敢えてこれを知らせずに解約させようとしたからであるとしか考えられない。
- d 処分庁は、本件生命保険の解約の助言を行ったことは認めながら、解約の指導を行ったことを否認している。しかし、ここで重要なことは、請求人が本件生命保険について継続保有の希望を持っていることを知りながら、継続保有が認められる要件について説明することのないまま、本件生命保険を解約するよう繰り返し働きかけ、請求人をして、本件生命保険の継続保有の権利を有しないものと誤信せしめたうえで、本件生命保険の解約をさせたことである。

処分庁は、被保護者に対して、適切な教示・助言を行うべき義務を負うが、上記一

連の処分庁の対応は、本来尽くすべき説明を尽くさず、請求人の自己決定権及び財産権を侵害するものであって、違法（少なくとも不当）であることが明らかである。

(イ) 自立更生控除の説明の有無について

a 処分庁は、「法 63 条による返還については自立更生費の控除が認められており、処分庁においても、請求人らに対して自立更生費についての申告を行うように何度も求めていた。処分庁は、(略) 自立更生費について必要な項目抽出や証拠書類に不足がないよう、審査請求（原文ママ）のみならず姉らに対しても、面談の際から解約返戻金を消費しないこと及び自立更生費の控除が認められる余地があることから伝えていた」と主張する。

b しかし、前記アで述べたとおり、処分庁から請求人らに対しては、転居費用については必要経費として控除される余地があることの説明はあったが、自立更生費が幅広く控除される余地があることについての説明は一切なかった。また、解約返戻金を何に使用したいかの確認もなかった。

実際、ケース記録を見ても、平成 30 年 11 月 19 日に支援団体事務局長に対し、転居費用等について必要経費として控除できる余地があると説明したこと、12 月 13 日、同月 14 日、同月 27 日に解約返戻金の使途の明細について説明を求めたことの記載はあるものの、自立更生費に関して説明をしたとの記載は一切存在しない。処分庁の上記主張は、自らが作成した記録とも整合しておらず、事実と反していることが明らかである。

c なお、処分庁は「処分庁がいくら求めても使用用途について十分な主張を行わなかった」とか、「請求人は、本件審査請求後になって初めて、自立更生費としてある意味“認められそうな”物品の購入又は購入予定を新たに主張した。これでは(略)、自立更生費として控除してもらうために、本件審査請求段階に至って初めて購入又は購入の必要性を主張した、後出しの主張と言わざるを得ない。」とか「いずれにしても、これらの自立更生費についての主張は、本件処分前に十分に主張する機会が与えられたものである。」などと主張している。

しかしながら、審査請求段階に至って新たに自立更生費として主張した費目は、請求代理人の教示と助言に基づき、支援団体事務局長の援助を受けて請求人らが準備したものである。本来は、こうした教示と助言を本件処分前に処分庁が行うべきだったのであり、支援団体事務局長や弁護士という支援者もいるのであるから、それは極めて容易なことであった。にもかかわらず、こうしたなすべき教示や検討を一切なさずに、自らの職務怠慢を棚に上げ、上記の請求人らの努力をして「後出し」などと論難する処分庁の姿勢は、保護の実施機関としての職責を毫も理解しない厚顔無恥そのものであって、到底容認することができない。

(ウ) 自立更生控除の調査・検討義務違反

- a 上記のとおり、処分庁は、請求人らに対して自立更生控除について適切な説明を行わず、したがって、請求人らが自立更生控除に関する適切な主張を行う機会を失わせ、自立更生控除に関する適切な調査検討を何ら行わないまま本件処分を行った。
- b 特に、ケース検討会議における「総合審査結果」欄に、転居費用等以外の「請求人から書面提出された物品については必要性及び緊急性は認められず、経常的な生活費の中から購入するものであるため免除対象としない」と記載されていることからすれば、処分庁は、「必要性及び緊急性」という実施要領にも存在しない独自の要件を加重して、扇風機など本来自立更生経費として認められてしかるべきものについてまで控除を認めなかったことからすれば、その判断に裁量権の逸脱・濫用があったことは明らかである。

ウ 請求人の主張の補充

(ア) 当該世帯において利用の必要性が高い生活用品の購入費用について

請求人は、前記(1)イ(ウ)c(a)において、自立更生控除されるべき費目について列記したが、これに以下の費目を加える。なお、下記費用については、本件処分前に処分庁職員がインターネット購入履歴で購入の事実と金額を確認済みである。

⑥ 除湿器 5,399円

請求人の住居は、湿気が強く冬になると部屋にカビが生えるため、これを回避するために購入したものであり、請求人の健康維持のために必要な経費である。

⑦ 口腔洗浄機 3,976円

請求人は虫歯になりやすい体質であるため、口腔内の清潔を維持するために購入したものであり、請求人の健康維持のために必要な経費である。

⑧ 小計 218,293円

(イ) 他の自立更生費について

- a 処分庁が、当面6カ月を目途として従前どおり月5万円の家賃全額の住宅扶助費を支給していたのは、世帯員の状況を考慮した1.3倍の特別基準を設定したのではなく、転居の準備等のためやむを得ないと認めて課長通知問第7の52を適用したものであるということであり、この点従前の主張を訂正する。しかし、いずれにせよ、処

分庁は、6カ月を経過した令和元年6月分からは39,000円の住宅扶助費しか支給しなくなったため、請求人は、月額11,000円の差額を生活扶助費から持ち出さなければならなくなっている。

- b 請求人は、統合失調症（精神障害2級）と知的障害（療育手帳B2）を有しているところ、出かける時にガチャガチャと何度も鍵をかけなおす確認作業等の強迫神経症の症状や被害的内容の幻聴及び妄想等があり、隣人等とのトラブルが絶えなかったため、壁の厚いしっかりしたマンションを探していた。本件マンションは、事故物件のため家賃も相対的に安いうえ、この条件を満たしている。

また、本件マンションの4階には、請求人ら家族の20年来の知人がその母と居住しており、何かと面倒を見てくれている。請求人宅の鍵も預けていて、万一、請求人に何かがあった時には、すぐ姉に連絡をしてもらえることになっている。請求人は、「精神障害のため、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」と診断されているところ、こうした支援体制もあることから、請求人は現住居において安定した生活を送ることができている。

こうした状況や転居が請求人の病状に悪影響を及ぼす可能性が高いため転居したくないことについては、平成31年3月25日の支援団体事務局長と姉との面談や、同年5月9日の請求人と姉との面談の際に処分庁も把握している。そして、5月9日の面談時には、処分庁も請求人らの意向に理解を示し、今後、処分庁側から転居指導は行わない旨を表明し、実際、その後、請求人に対する転居指導が行われた事実はない。

以上からすると、現住居の家賃と住宅扶助費との差額（月額11,000円）の負担は、請求人が現住居において安定した地域生活を送るために必要不可欠な自立更生経費として控除されるべきである。

- (4) 請求人から提出のあった証拠書類には次の記載がある。

ア 平成30年7月31日に請求人が処分庁に提出した保護申請時の資産申告書には、本件生命保険の記載がある。

イ 平成31年2月8日付けで処分庁が請求人に対し通知した本件処分通知書には、「1 返還対象額 505,625円」、「2 返還免除額 50,640円（転居費用 35,640円 住宅名義変更費用 15,000円）」、「3 返還決定額 454,985円」、「4 返還を求める理由 請求人が加入していた本件生命保険について、請求人世帯が解約手続を行ったところ、平成30年10月11日に505,753円の解約返戻金を受け取りました。生活保護開始時点における解約返戻金額に相当する部分については、資力とみなされるため。」との記載がある。



## 2 処分庁の主張

(1) 審理員が令和元年6月19日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

### ア 前記1 請求人の主張(1)の認否

(ア) 前記1 請求人の主張(1)ア(ア)について  
認める。

(イ) 前記1 請求人の主張(1)ア(イ)について  
第1段落について 認める。  
第2段落について 不知。

(ウ) 同前記1 請求人の主張(1)ア(ウ)について

姉の身体障害状況については、当時申請段階であり、まだ障害等級については認定されていなかった。また、請求人らの生活保護の申請日は平成30年7月31日である。その他、請求人らが支援団体事務局長と共に処分庁を訪れたことを認め、その余は不知。

(エ) 前記1 請求人の主張(1)ア(エ)について

請求人が本件生命保険に加入しておりその旨の申告があったことについては認め、請求人の当時の収入状況については争わない。その余については、知らないし否認する。

(オ) 前記1 請求人の主張(1)ア(オ)について

おおむね認める。もっとも生活保護開始日は平成30年7月31日であり、8月17日は保護開始に伴い請求人らに制度説明を行った日である。

(カ) 前記1 請求人の主張(1)ア(カ)について

否認ないし争う。下記に詳しく述べるが、当時請求人は、本件生命保険について解約返戻金はないとの申告をしていた。

(キ) 前記1 請求人の主張(1)ア(キ)について

第1段落については、認める。

第2段落については、請求人から転居の意思を確認した上で6か月間の準備期間として月5万円の住宅扶助費を支給したものである。

(ク) 前記1 請求人の主張(1)ア(ク)について

話し合いが行われたこと及び支援団体事務局長が抗議したことは認めるが、処分庁職員は、解約返戻金について必要経費として控除できる余地はあるがこの場で決められないため会議に諮る必要がある旨を申し述べていた。

(ケ) 前記1 請求人の主張 (1) ア (ケ) について

おおむね認めるが、請求人は、処分庁に対して本件解約返戻金について費消したとの申告を行っていた。

(コ) 前記1 請求人の主張 (1) ア (コ) について

本件処分を下したことは認める。

(サ) 前記1 請求人の主張 (1) イ (ア) について

第1段落から第3段落については、認める。

第4段落については、解約指導があったことについて争う。

(シ) 前記1 請求人の主張 (1) イ (イ) について

争う。そもそも解約指導を行っていない。

(ス) 前記1 請求人の主張 (1) イ (ウ) について

問答集等の記載や裁判例の内容については争わない。その余については、知らないし否認する。

(セ) 前記1 請求人の主張 (1) イ (エ) について

争う。

## イ 弁明の理由

### (ア) 事実の経過

平成30年7月31日	請求人らが生活保護申請を行う。
平成30年8月13日	処分庁は、申請に伴い実地調査を行う。その際、請求人らは、本件生命保険について解約返戻金はないと思うと述べたため、処分庁職員は、保険料が生活を逼迫するようであれば解約してはどうかと伝えた。
平成30年8月17日	処分庁は、生活保護受給開始に伴い、請求人らに制度説明を行った。
平成30年10月5日	姉から、本件生命保険について解約する旨との話があり、処分庁において本件生命保険に対する調査を開始した。

- 平成 30 年 10 月 12 日 請求人は、処分庁に來所し、本件生命保険の解約返戻金が支払われたと報告をし、通帳等を提出した。処分庁は解約返戻金について法第 63 条にて返還となる見込みであるため、費消しないよう説明し、同様の内容について姉にも電話連絡し伝えていた。
- 平成 30 年 11 月 6 日 姉及び支援団体事務局長が処分庁に來所し、解約返戻金の取扱いについて話があった。
- 平成 30 年 11 月 14 日 処分庁に本件生命保険の調査結果が届く（解約返戻金：505,625 円）。
- 平成 30 年 11 月 19 日 姉、支援団体事務局長が処分庁に來所し、解約返戻金の取扱いについて再度話があった。処分庁職員は、転居費用等について自立更生費として控除できる余地があることを伝えた。
- 平成 30 年 12 月 6 日 請求人は、処分庁に來所し、解約返戻金について 350,000 円を姉へ渡し、37,280 円を残して全て費消したと報告した。
- 平成 30 年 12 月 13 日 請求人は、解約返戻金の使途一覧について書面で提出した。
- 平成 30 年 12 月 14 日 処分庁は、姉へ電話連絡したところ、姉から請求人より 350,000 円を受け取った旨の申告があった。処分庁は、転居に際し、購入した物品について必要経費として検討できる余地があるため、領収書や明細等があれば提出するように伝えた。
- 平成 30 年 12 月 27 日 処分庁職員は、請求人宅に訪問し、必要経費として認定できる費目について確認を行った。
- 平成 31 年 1 月 27 日 処分庁は、ケース診断会議及び返還金等審査会実施し、法第 63 条の規定に基づく返還決定（本件処分）を行った。
- 平成 31 年 2 月 8 日 処分庁は、本件処分通知を請求人及び母姉宅へ送付した。

#### (イ) 処分庁の主張

##### a 本件処分における法令等の適用について

法 63 条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と規定している。もっとも、かかる費用返還決定については、全くの自由裁量ではなく、法令の定めや実施要領その他通知に従って判断されることとなる。

費用返還の決定については、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課

長通知)において、全額返還を原則としつつ、それによって被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、一定額を返還金から控除して差し支えないとしている。

- b 処分庁は、少なくとも平成30年10月12日までの間、本件生命保険に解約返戻金があると認識していなかったこと

処分庁は、生活保護を受給するために相談に来た者が生命保険に加入している場合、生命保険を保有したまま生活保護を申請することは可能である旨を説明した上で、当該生命保険に解約返戻金があり、解約によって生計維持が可能な場合にはその活用を助言するとの運用を行っている。すなわち、処分庁は、本件生命保険についても当初段階から解約返戻金があると認識していれば、当然、それが引き続き保有の許される範囲内かどうかを検討し、もし保有が容認できない場合については、その取り扱いについて説明し、必要な助言を行っていたはずである。

しかし、本件では、請求人らは、平成30年7月31日に生活保護申請を行ったところ、処分庁は、同年8月13日、請求人ら宅で実地調査を行った際、姉からB社の生命保険、請求人は本件生命保険に加入している旨の申告があった。処分庁職員は、請求人らに対して解約返戻金の有無を確認したところ、請求人らから解約返戻金はないとの説明があった。そこで、処分庁は、請求人らに対し、保険料が生活を逼迫させるようであれば解約してはどうかと助言した。処分庁は、同月17日にも生活保護受給に関する制度説明を行い、その際に生活保護受給の説明の中で一般論として保険の解約返戻金が発生する場合は返還対象になる旨、申し伝えた。つまり、処分庁は、本件生命保険について解約返戻金がないとの請求人の主張に基づき、生活保護申請当時、本件生命保険の解約を求めず、解約の助言のみを行った上で生活保護申請を開始したと言える。

その後、同年10月5日に姉に対して本件生命保険を含む解約の有無について聞いたところ、姉から解約するとの話があり、同年10月12日、請求人から、処分庁に対して、本件生命保険について解約返戻金が発生した旨の申告があった。

なお、処分庁においては、生活保護開始時点で、保険会社に対して解約返戻金の調査を掛けることになっているが、本件生命保険についてはその対象から漏れてしまっていたため、同年10月5日の姉から本件生命保険を解約する意向を受けてから調査を開始することとなった。そのため、処分庁は、請求人が実際に解約返戻金を受け取った同年10月12日まで本件生命保険に解約返戻金があることは認識できず、裏付けを取ることができたのは同年11月14日に本件生命保険会社から受け取った回答書によってである。

したがって、処分庁は、少なくとも請求人が本件生命保険の解約返戻金を受け取った同年10月12日までは、本件生命保険に解約返戻金があることは認識していなかった。

c 本件生命保険の違法な解約指導が存在しなかったこと

上記の経過のとおり、処分庁は、本件生命保険に解約返戻金があることを認識できず、請求人らが解約返戻金はないと申告したため、請求人らの生活状況を鑑み解約を検討するよう助言した。すなわち、処分庁は、当初から本件生命保険に解約返戻金が発生することを認識していれば、保険料及び解約返戻金の額によっては解約する必要がない旨、請求人に申し伝えることができたが、請求人の申告により本件生命保険に解約返戻金がないと認識していたため出来なかったということにすぎない。

また、処分庁は、同年10月5日に姉から本件生命保険の解約状況を確認するまで、請求人らに対し、本件生命保険及び姉の生命保険について解約についての言及は行っておらず、またその際にも解約を強制していない。加えて、処分庁は、同年8月17日には、請求人らに対して、解約返戻金が発生する場合には法63条の返還対象になることを説明していることから、請求人は解約返戻金がある保険を解約すればその金銭について返還対象になることは認識していたはずである。かかる状況下において、請求人らは、自ら本件生命保険を解約したのであるから請求人の任意の意思に基づいて解約したと解するのが自然である。すなわち、処分庁は、請求人らの申告を元に本件生命保険に解約返戻金がないと認識したために請求人らの今後の生活を考えた上で解約を検討するよう助言した結果、請求人自らの意思により本件生命保険を解約したものと言える。

よって、処分庁が違法な解約指導を行ったということはなく、本件処分は適法かつ妥当なものである。

d 処分庁が適切に自立更生費の控除の調査及び検討を行ったこと

法63条による返還については自立更生費の控除が認められており、処分庁においても、請求人らに対して自立更生費についての申告を行うように何度も求めていた。処分庁は、請求人が知的障害を有している事情もあるから特に配慮が必要な旨を認識しており、自立更生費について必要な項目抽出や証拠書類に不足がないよう、請求のみならず姉らに対しても、面談の際から解約返戻金を費消しないこと及び自立更生費の控除が認められる余地があることから伝えていた。

しかし、平成30年12月6日、請求人は、解約返戻金について37,280円を残し、全て費消した旨の申告があった。そこで、処分庁は、同月13日、請求人から費消したもののリストの提出を受けたところ、姉に350,000円渡したとのことであったことから、翌日、姉にも事情を確認し、それぞれ費消した金銭の使い道について確認を行った。更に、処分庁は、同月27日には請求人宅へ訪問を行い、請求人が提出した使途一覧から自立更生費として控除できるかどうかについて現地調査を行い、併せて姉にも購入したものについて領収書や明細書等を提出するよう求めた。

しかし、請求人らは自らが作成した使途一覧について、そもそも自立更生費として認められないもの、返還決定までにその根拠となるものの提出がないもの、処分庁の調査によっても十分に判明しないものであったため、提出のあったもののうち姉に

渡した 350,000 円から支出したという転居費用及び住宅名義変更に伴う事務手数料の金額を自立更生費として控除し、本件処分を下したものである。

以上のとおり、処分庁は、本件処分に関して、請求人らの事情を十分に鑑みて出来る限りの調査及び検討を行っており、自立更生費の控除にかかる本件処分について何ら裁量権の逸脱濫用は認められない。

e 自立更生費の控除について

請求人は、本件審査請求において、初めて本件処分後に購入した洗濯機等の領収書や見積書等を提出し、自立更生費としての控除を求めている。

この点、処分庁は、請求人が解約返戻金を手にした時点から返還決定が出るので費消しないこと、自立更生費として控除が認められることを、請求人だけでなく姉や関係者に対して繰り返し伝えていた。しかし、請求人は、平成 30 年 12 月 6 日、処分庁に対して、本件処分を下すに当たって請求人から要返還額については 37,280 円を除き全て費消したとの説明をし、その用途一覧を提出した。処分庁は、その後も、請求人や姉に対して、自立更生費として控除できる余地があるかどうかを確認するため、何度も聞き取りや現地調査を行った。しかし、請求人らは、費消した理由等を説明するに留まり今回提出されているような家電類等についての自立更生費については、一切述べてすらいない。すなわち、請求人らは、自立更生費について、十分に説明する機会が与えられていたにもかかわらず、一切その説明を行わなかったものと言える。

その上で、請求人は、本件審査請求段階に至って初めて自立更生費としての当該物品の購入又は購入の必要性を主張している。例えば、エアコンは、現在不具合があるわけではなく、長期間の使用のみを理由に購入の必要性を主張している。そもそも、処分庁としては、請求人が本件処分前にこのような自立更生費についての主張を行い、処分庁においてその必要性を吟味することを想定している。例えば、本件処分前に請求人が自立更生に必要として当該項目の抽出を行っていたら、12 月 27 日に行った家庭訪問の中で、実はエアコンに不具合があることが認められるとか、タンスについては部屋の整理の必要性があるとか請求人の主張を考慮し、最終的に自立更生費の控除を決定することも可能であった。しかし、請求人らは、本件処分前には解約返戻金について一部を残して費消したと述べた。更に、処分庁がいくら求めても使用用途について十分な主張を行わなかったため、処分庁職員が請求人宅を訪問しても請求人が主張していた解約返戻金の用途一覧については、自立更生に必要と認めることはできなかった。その上で、請求人は、本件審査請求後になって初めて、自立更生費としてある意味“認められそうな”物品の購入又は購入予定を新たに主張した。これでは、当該物品が自立更生費として必要かどうかよりも自立更生費として控除してもらうために、本件審査請求段階に至って初めて購入又は購入の必要性を主張した、後出しの主張と言わざるを得ない（なお、住宅扶助費の増額については、転居の準備等のためやむを得ないと認められるため、課長通知問（第 7 の 52）答より 6 か

月間を限度として引き続き住宅扶助を認定したものであり、請求人が主張する特別基準として設定したわけではないから、請求人が主張する住宅扶助費の差額分の支給については、そもそも自立更生費として控除が認められる余地がない。)

いずれにしても、これらの自立更生費の控除についての主張は、本件処分前に十分に主張する機会が与えられたものである。すなわち、処分庁は、請求人だけでなく請求人の姉や関係者に対してまで自立更生費の控除について説明しており、更に請求人から使途一覧が提出されてからは実地調査や姉への調査等、本件処分の決定を行うに当たって十分に調査を尽くした上で、本件処分を下した。それにもかかわらず、本件処分後になって初めて本件処分前には主張していなかった自立更生費の控除を主張することは、まさに本件処分の返還決定を免れるために主張していると考えざるを得ず、現段階で初めて自立更生費の控除として主張する物品を請求人の真の意味で自立更生に必要な費用と認めることは困難と言わざるを得ない。

したがって、請求人の主張する自立更生費としての控除は、本件処分時点で十分に控除を主張する機会があったにもかかわらず主張しなかったことから認められるものではない。

なお、請求人らの言を前提とすれば、請求人は、平成31年12月時点で、既に解約返戻金について37,280円を除き全て費消していた。すなわち、平成31年12月時点で請求人の手元に残っている解約返戻金は37,280円だけのはずである。そうだとすれば、本件処分後に購入した家電類等のうち37,280円を超える部分については、解約返戻金で購入したのではなく別途請求人が有していた何らかの資産から購入したと考えるのが自然である。また、今後購入を予定するエアコンやタンスについても、請求人は、解約返戻金を何らかの別の用途に使い果たしたと述べているのだから、少なくとも本件解約返戻金から購入する原資がないはずである。

よって、本件処分は、適法かつ妥当な処分であったと解するのが相当である。

(2) 審理員が令和元年8月15日に受理した処分庁の再弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 前記1 請求人の主張(2)アについて

(ア) 前記1 請求人の主張(2)ア(ア)について

生活保護申請時に法第29条の規定に基づく調査を実施しているが、調査を行った平成30年8月2日時点では、本件生命保険の加入先である本件生命保険会社は、一括での照会先には該当しておらず、調査対象から漏れてしまった。

また、姉から本件生命保険を解約する意向を受けてから調査を開始したのは、請求人及びその姉から解約返戻金はないとの話は受けていたものの、平成30年8月2日時点の一括照会から漏れていたことから、本件生命保険の保険内容及び解約事実を確認する必要があったため、照会を行ったものである。

(イ) 前記1 請求人の主張(2)ア(イ)について

そもそも、解約返戻金のない生命保険については、生活保護を受けた後、本件生命保険により一定の金銭の給付を受けたとしても自立更生に充てられる費用等を控除した後は返還対象となるのであり、解約返戻金のあるものに比べて貯蓄性が乏しい。

そして、処分庁は、当該時点において解約返戻金はないとの認識を持っており、請求人が解約返戻金のない生命保険に入り続けることは、日々の生活を切り詰めることになるから解約してはどうかと助言したものである。

もし、処分庁が当該時点で本件生命保険に解約返戻金があることを認識していれば、保険料及び解約返戻金の額によっては保有することができるのであるから、その範囲内であれば解約する必要がない旨を伝えていた。また、処分庁は、請求人の現在の生活、すなわち、現在手元に使えるお金を確保することを考えて助言したものであり、請求人が現在の生活を切り詰めてでもなお生命保険に入り続けたいと考えるのであればそれを解約させるつもりもなかった。

だからこそ、“保険料が生活を逼迫するようであれば解約してみては”と“助言”をしたのである。

(ウ) 前記1 請求人の主張(2)ア(ウ)について

前記1 請求人の主張(2)ア(ウ)については、法第63条の自立更生のために充てられる費用の控除を検討するにあたって、個別具体的な状況を判断し控除対象について決定しており、そのため実施要領及び内規は存在しない。また、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度の対象となる費目や東日本大震災による被災者が義援金を受け取った際に自立更生のために充てられる費目について参考としている。

本件において「必要性及び緊急性」を認めなかった理由について、請求人が提出した書面より提出された物品について、控除した費目を除き、経常的な生活費から購入するものや、代替品があったこと、また使用用途が不明であったためである。

(3) 審理員が令和元年12月26日に受理した処分庁の再々弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 記載事実の認否

(ア) 前記1 請求人の主張(3)ア(ア)について

第1段落について

請求人が処分庁を訪れ生活保護利用の意思を示したことは認めるが、生活保護の申請を拒否した事実はない。

第2段落について



不知。

(イ) 前記1 請求人の主張(3)ア(イ)について  
第1段落から第2段落について  
不知。

(ウ) 前記1 請求人の主張(3)ア(ウ)について  
第1段落について  
認める。  
第2段落について  
否認する。  
第3段落について

請求人が、保護申請にあたり、本件生命保険契の存在と月額保険料について正確に申告し処分庁は内容を把握していたことは認める。もっとも、前記2 処分庁の主張(1)イ(イ)bの記載は、その際に初めて本件生命保険について把握したように主張してはいるものではない。

(エ) 前記1 請求人の主張(3)ア(エ)について

処分庁は、生活保護申請時に法第29条に基づく調査を行っているが、平成30年8月2日時点では、本件生命保険の加入先である本件生命保険会社は一括の調査対象には該当せず、調査対象から漏れてしまったものである。

(オ) 前記1 請求人の主張(3)ア(オ)について

8月13日に現地調査(家庭訪問)を行ったことは認める。もっとも、処分庁職員は、請求人らからの申告により解約返戻金のない保険金だと認識していたことから、保険料の支払いにより日々の生活を切り詰めることに対する助言として行ったものであり、解約を強制するような発言は一切行っていない。また、その際、姉からは生命保険の保有を希望する事情について説明はなく、解約したくないとの意思表示もなかった。

(カ) 前記1 請求人の主張(3)ア(カ)について

第1段落について  
認める。  
第2段落から第3段落について  
生命保険について解約手続きを行ったかどうかについて確認を行ったことは認めるが、解約を求めた事実はない。  
第4段落について  
争う。処分庁は、前記(1)に記載のとおり請求人らに「生活保護のしおり」を用

い説明をしており、一般論として保険の解約返戻金が発生する場合には返還対象となる旨を説明している。

(キ) 前記1 請求人の主張(3)ア(キ)について  
認める。

(ク) 前記1 請求人の主張(3)ア(ク)について  
解約指導があったことについて争う。

(ケ) 前記1 請求人の主張(3)ア(ケ)について  
第1段落について

10月5日に姉から本件生命保険を解約するという報告があったことは認める。

第2段落について

争う。ケース記録に記載のとおりであり、法第63条等で返還が見込まれるため、費消しないよう請求人及び姉へ伝えている。

第3段落について

姉に電話連絡を行い費消しないように伝えたことは認めるが、請求人との会話については不知。

(コ) 前記1 請求人の主張(3)ア(コ)について

担当ケースワーカーから解約返戻金は返還になる見込みであることを伝えたことは認めるが、残りは不知。

(サ) 前記1 請求人の主張(3)ア(サ)について

第1段落について

処分庁は自立更生に係る経費について検討し、請求人らに何度も申告を行うよう求めていた。解約返戻金より購入したものについて、書面の提出を求め、12月27日に請求人宅を訪問し調査している。また姉にも同様に自立更生費について確認し領収書や明細書等についての提出も求めている。

第2段落については、否認する。処分庁職員は、請求人に分かるように何度も自立更生控除について説明しており、請求人代理人から教示されて初めて知識を得たというのには疑問がある。

(シ) 前記1 請求人の主張(3)ア(シ)について  
認める。

(ス) 前記1 請求人の主張(3)ア(ス)について  
争う。

(セ) 前記1 請求人の主張(3)ア(セ)について  
認める。

(ソ) 前記1 請求人の主張(3)ア(ソ)について  
認める。

#### イ 処分庁の主張

##### (ア) 本件生命保険の解約指導の違法性・妥当性

前提として、本件生命保険は、本来、解約する必要がなかった生命保険であった。この点、仮に本件生命保険が保有することが許されない生命保険であれば、処分庁は、請求人らに対して、保護開始時に本件生命保険の解約を強く求めている。しかし、本件では、処分庁は、終始一貫して、請求人に対して、解約指導は一切行っていない。

生活保護受給開始時、請求人らは、請求人の本件生命保険の他、母の生命保険及び火災保険として月額4,880円、姉の生命保険として月額3,467円、また姉名義の原動機付自転車の保険料として月額985円支払っており、保険料の総額で月額19,002円の支出があった。

そこで、処分庁は、請求人に対して、日々の生活を切り詰めるようであれば、使える生活費を確保するため本件生命保険を解約してはどうかと生活上における助言をしたものである。

確かに、請求人が生命保険の加入を続けたいと望んだ場合、それを止める理由は全くない。一方で、請求人らが、保険料で自身の生活が逼迫するようでは本末転倒である。そのため、請求人らの生活が逼迫されるよりも生活費を確保してはどうかと考え、本件生命保険の解約を助言したものである。だからこそ、処分庁は、請求人らに対して、強く本件生命保険の解約返戻金を求めたという事実はない。

この点、解約返戻金がある生命保険の場合は、解約した場合、法第63条の返還対象となることから、その金額によって保有が許される範囲かどうかを検討し、保有が容認できる場合についてはそのまま保有を認め、反対に保有が容認できない場合についてはその取扱いについて説明をするなど、解約返戻金及び保険料の範囲に応じた助言を行うことが可能であった。

つまり、本件生命保険に解約返戻金があるかなしかによって、その助言の性質は、必然的に異なるものである。

なお、前記(1)で述べたとおり8月17日に請求人らには、「生活保護のしおり」を用い、生活保護受給に関する説明を行っており、一般論として解約返戻金が入ってきた際には法第63条により返還対象となる旨を申し伝え、請求人らにおいて署名もしていることから、本件生命保険を解約した場合の解約返戻金は返還対象であることは認識していた。

したがって、請求人は、自ら加入する生命保険が解約返戻金のある保険である場合は返還対象であることを認識しつつ、処分庁の助言を受けて請求人自らの意思により解約したものである。つまり、処分庁が本件生命保険についての調査に漏れがあったという点については認めるが、処分庁の行為は、結果的に請求人らから本件生命保険に解約返戻金はないという言葉により処分庁が本件生命保険に解約返戻金がないという認識の下、請求人に本件生命保険の解約を生活上の助言として行ったものにすぎず、請求人らが自らの意思で本件生命保険を解約したのであるから、違法又は不当に解約を指導した事実はない。

よって、本件処分は適法であり、また、不当とは言えない。

#### (イ) 自立更生控除の説明の有無について

処分庁は、請求人には、自立更生控除について説明及び聞き取りを行っており平成30年12月27日には現地調査も実施し、さらに姉に対しても平成30年12月14日、平成31年1月9日と返還額から控除できるものがあれば申告するようよう求めていた。

この点、処分庁は、請求人らに対して、本件生命保険の解約返戻金が返還対象となる可能性があることから、本件処分が決まるまで本件生命保険の解約返戻金を使わないように丁寧に何度も説明していたにもかかわらず、請求人は、姉に対して350,000円を渡す等、既に費消してしまったことを申し述べた。そこで、処分庁は、姉に対して、解約返戻金の残額を聞くと150,000円を残して費消したとの説明を受けた。そのため、処分庁は、請求人らに対して、既に使用したものについて、自立更生費として控除できるかの検討を行うため、明細書や領収書などを提出するように述べた。

しかし、請求人が作成し提出した使途一覧からは経常的な生活費から購入するもので控除すべきものとはいえず、また姉からは資料の提出もなかったため、転居費用及び住宅名義変更に伴う事務手数料を自立更生費として控除した本件処分を行ったものである。

上記の通り、処分庁においては、請求人の理解力等を十分に考慮した上で、丁寧に説明、教示及び検討を行った結果、本件処分を下した。そもそも請求人の主張は、処分庁の教示が不十分であったことを前提としているが、そうではないことは上記の点からしても明らかである。さらに付け加えて述べれば、当時の請求人らから解約返戻金の使途について提出されており、本件審査請求において新たに解約返戻金の自立更生費を追加で請求しようにも、そもそも使用できるはずの解約返戻金の残額は十分にはないはずである。

したがって、請求人が本件処分前に処分庁からの当該説明を受けた上で必要な経費として計上しなかったものが、あるいは、請求人らの説明によれば既に別の用途で費消したはずの解約返戻金を用いて自立更生費を求めることが、いずれも代理人が就任した後になって初めて自立更生費として主張されたという点を捉えれば、後出

しされたものと言わざるを得ない。

(ウ) 自立更生控除の調査・検討義務違反

問答集（第7最低生活費の認定1一般生活費（4）一時扶助）によると、「被服や家具什器の更新の他通常予測される生活需要については、経常的生活費（基準生活費、加算等）」の範囲内で賄うべきものとされており、被服や家具什器の更新等については通常経常的最低生活費により賄われるのが原則とされている。

処分庁は、本件処分を下すに際して、請求人が、事前相談がなく購入したと報告があったため提出のあった使途一覧から自立更生費として控除できるかどうかについて、現地調査を含めできる限りの調査及び検討を行っていた。また、自立更生のために充てられる費目の控除を検討するにあたって、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度の対象となる費目や東日本大震災による被災者が義援金を受けとった際に自立更生のために充てられる費目について参考としている。扇風機等請求人の主張する費目については、基本的には通常予測される生活需要であり普段の生活費から賄う物品であると判断し、本件処分を行った。

したがって、本件処分について、裁量権の逸脱・濫用があるとは言えない。

(エ) 請求人の主張の補充に対する主張

前記（1）イ（イ）e自立更生費の控除記載の通り、いずれも本件処分時に請求することが出来た内容であり、認められない。

ウ 証拠提出又は求釈明の申出

現地調査（家庭訪問）及び保護開始時にあたってケース記録票は存在しない。生活保護開始時の現地調査には世帯の状況について開始決定調書の作成し、聞き取った内容等について記載している。また制度説明時においても、必ずしもケース記録票を記載しているわけではない。

対応した職員は、いずれも担当ケースワーカーであり、制度説明時は「生活保護のしおり」を用い保護の原則や受給する上での義務及び注意事項について説明を行い、請求人らは、当該書面に署名押印している。その中で、上記のとおり一般論として保険の解約返戻金が発生する場合には返還対象となる旨の説明を行っている。

(4) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成30年7月19日の面接相談記録票には、「法趣旨説明し、請求人名義の保険契約を中途解約して解約返戻金を受け取り、医療費の支払いに充て、預貯金を費消した際に再度来所するよう伝えた。」との記載がある。

イ 平成30年7月31日の保護開始申請時の開始決定調書には、「②資産有り（内容）（中

略) 生命保険 姉 A社 掛金月額 726 円、A社 掛金月額 2,741 円、請求人 本件生命保険 掛金月額 9,670 円 ※母世帯の保険契約の取扱いについて 母世帯から提出があった契約証書から保険料を確認したところ上記のとおりであり問答集問 3-24 答 (2) に基づき保険料は最低生活費の 1 割未満であるため容認できる範囲である。また解約返戻金については、姉や請求人の話では、ないとのことであるが根拠資料がないため、今後、法第 29 条調査に基づく調査を行い解約返戻金について確認を行い保有の可否について決定する。【法第 63 条について】姉及び請求人の生命保険について解約返戻金を確認し、解約し資力と認められる際には法第 63 条を適用する。」との記載がある。

ウ 平成 30 年 10 月 5 日付けのケース記録票には、「請求人の本件生命保険について、初回訪問時に解約返戻金はないとのことであり、保険料が生活を逼迫するようであれば解約してみてもと助言していたが、解約手続をとるとのことであった。今後、生命保険会社へ法第 29 条に基づく調査を行う。」との記載がある。

エ 平成 30 年 10 月 12 日付けのケース記録票には、「請求人来所。請求人、本件生命保険に加入していたが解約の結果、10 月 11 日に解約返戻金 505,753 円が支払われたと別添通知書及び通帳写しの提出があった。姉の高額療養費と同じく資産とみなし法第 63 条等での返還が見込まれるため、請求人へは費消しないよう、また取扱いについて後日連絡するよう伝えておいた。(中略) 後刻、姉へ電話連絡。請求人が受け取った生命保険解約返戻金について、請求人と同様に法第 63 条に基づき返還が見込まれるため費消しないように伝えておいた。」との記載がある。

オ 平成 30 年 10 月 12 日に処分庁が受理した請求人名義の通帳には、同月 11 日に本件生命保険会社から 505,753 円の入金があり、同入金前の残高は 7 円であった。

カ 平成 30 年 11 月 6 日付けのケース記録票には、「姉及び支援団体事務局長来所。支援団体事務局長より、請求人が加入していた本件生命保険の解約返戻金の取扱いについて相談があった。姉及び支援団体事務局長へ法第 63 条の取扱いについて説明。資力があるにも関わらず保護を受けた際には、受けた保護金品に相当する金額の範囲において返還となる旨を伝えた。支援団体事務局長は保護開始前に申告しているため不正ではなく、また保険料についても最低生活費の 1 割未満であるため、本件生命保険は保有継続できるものであったと。ケースワーカーからは助言ではあったかもしれないが、本来継続して加入できる保険の返戻金が処分庁へ返還となってしまうことは疑問であると。返戻金が母世帯のもとに残るように協議したうえで、世帯へ説明を行うよう依頼があったため、結果について世帯へ説明を行う旨を伝えておいた。」との記載がある。

キ 平成 30 年 11 月 14 日に処分庁が受理した本件生命保険会社からの法第 29 条調査の回答書には、契約者として請求人の氏名の記載があり、「保険契約の現状 解約済」、

「契約年月日 2017年12月1日」、「保険料 9,670円」、「解約返戻金(平成30年7月31日現在) 505,625円」「解約年月日 2018年10月11日」、「解約返戻金 505,753円」との記載がある。

ク 平成30年11月19日付けのケース記録票には、「姉及び支援団体事務局長来所 査察指導員同席。支援団体事務局長より取扱いについて何点か確認したいとのことで来所。(中略)③請求人の解約返戻金について 解約返戻金の取扱いについて、原則解約し資産活用するものであると伝え、転居費用等についても内容によって必要経費として控除できる余地があると説明したが、支援団体事務局長は再度本来、本件生命保険は保険は保有できるものであるため、返還について疑義があるとのこと。この日では結論が出せないため、会議に諮った結果、母世帯へ連絡すると伝えておいた。」との記載がある。

ケ 平成30年12月6日付けのケース記録票には、「請求人、この日自身の通帳を持参したため、10月11日に受け取った本件生命保険解約返戻金505,753円について現状の確認したところ、12月5日時点で残額は37,280円であった。請求人へ用途について問うと「姉に350,000円を渡した他は自身が仕事用のズボンや漢方薬等を購入しました。」と。請求人「遣わないように言われていたが、なくなってしまい申し訳ありません」と謝罪。請求人、療育手帳(B2)及び精神保健手帳(2級)所持しており、金銭管理について困難な状況。兄へ用途について後日報告するよう伝えておいた。」との記載がある。

コ 平成30年12月7日に処分庁が受理した請求人名義の通帳には、同年10月11日に本件生命保険会社から505,753円、同月15日に給与として63,596円、同年11月15日に給与として92,131円の各入金があった旨の記載があり、同年12月5日時点の残高は37,280円との記載がある。

サ 平成30年12月13日付けのケース記録票には、「請求人より別添のとおり解約返戻金を用途一覧の提出があった。請求人は医療機関で処方される薬だけでは不安であるので、インターネットで調べた漢方薬を購入し服用していたと。あとは仕事で使用するズボンやジャージですと話す。姉へ渡した350,000円の用途については「転居費用以外は分かりません」と話していた。請求人へ後日解約返戻金の受給について審査会へ諮ることになるが、場合によっては法第78条の適用となる可能性もあると伝えておいた。」との記載がある。

シ 平成30年12月13日に処分庁が受理した解約返戻金の用途一覧には「家賃 50,000、姉に 75,000、せんぷうき 5,000、けつろのきかい 5,000、手ぶくろ×2 3,500、冬作業ズボン 10,000、光熱費 20,000、本 2,000、作業チョッキジャンパー 2,000、

漢方薬 5,000、ココア 1,000、漢方薬 3,000、サプリ 3,900、漢方薬 1,700、漢方薬 3,000、ミキサー 4,000、こくうせんせんじょう機 5,000」との記載がある。

ス 平成30年12月14日付けのケース記録票には、「姉へ電話連絡。(中略)姉が請求人より350,000円を受け取ったか確認したところ、受け取ったと話し150,000円を残し使用してしまったと。その用途については転居費用(35,640円)自身の保険金(約4,000円×2ヶ月)、過去のカード支払(約60,000円)そして携帯料金及びWiFiルーター違約金(約60,000円)とのことであった。姉に解約返戻金において使用した費用について領収書や明細等あれば提出するように依頼しておいた。」との記載がある。

セ 平成30年12月20日付けのケース記録票には、「法律事務所弁護士より電話連絡。請求人の生命保険解約返戻金について本来保有できた生命保険であるため返還する必要はないと考えているとのこと。処分庁で決定を出す前に後日意見書を提出したいとのこと。」との記載がある。

ソ 平成30年12月27日付けのケース記録票には、「請求人、解約返戻金に伴う用途一覧の提出があったが、再度転居に伴う必要経費として認定出来る費目について確認するため家庭訪問を行う旨を伝えると、請求人、この日は休日であり都合が良いとのこと後刻、家庭訪問することとなった。家庭訪問。請求人と面談。査察指導員同席。請求人宅へ訪問を行ったところ、単身生活であったが継続し整頓されていた。請求人が解約返戻金を用い購入した費目について確認を行ったところ以下のとおりであった。  
①扇風機 7,505円 ②除湿器 5,399円 ③ミキサー 価格不明(領収書なし) ④口腔洗浄機 3,976円 ⑤作業用ズボン 価格不明(領収書なし) ⑥作業用ジャンパー 価格不明(領収書なし) ⑦手袋 二組 計2,598円 請求人が購入した費目について扇風機等の家電や作業ズボン等の衣類について現物を確認。またインターネットで購入したものについては請求人の同意を得、スマートフォンでの購入履歴を確認した。なおミキサー、作業ズボン及びジャンパーについては領収書は手元にないとのことであった。姉が転居に伴い契約者名義変更を行ったため、別添のとおり事務手数料15,000円を支払ったと別添のとおり領収書の提出があった、請求人へ他に用途がないか再度確認したところ、他にはありませんと話した。」との記載がある。

タ 平成30年12月27日に処分庁が受理した住居の契約変更に伴う事務手数料の領収書には、「金額 ¥15,000円」との記載がある。

チ 平成31年1月9日付けのケース記録票には、「姉へ電話連絡。12月14日に姉へ解約返戻金より使用した用途等について明細等提出するよう依頼していたが、進展について伺ったところ、「明細についてインターネットの画面等で用意できた」とのこと。ただ、なかなか来所予定が立たないとのことであったため、1月21日頃までに提出で



きるか確認したところ、それまでに来所するとのことであった。」との記載がある。

ツ 平成 31 年 1 月 17 日に処分庁が受理した請求人の申入書には、「請求人及びその家族へ、本件生命保険解約返戻金の返還を求めることは不当なものであるから、直ちに返還請求を止められたい。」「行政側の違法な扱いに鑑みれば、請求人に本件生命保険の解約返戻金を求めることもまた違法であり、当該解約返戻金の保有を認めるべきといえます。請求人が生活保護を脱した後、再度生命保険に加入することが困難であることが予想されることも踏まえれば、本件解約返戻金は、請求人の将来の保険金に代わるものとしての意味合いも持つものです。したがって、その面からしても解約返戻金相当額を請求人に保有させておく必要があることも明らかです。」との記載がある。

テ 開催日を平成 31 年 1 月 28 日とするケース診断会議録票には、経過・状況等として、「10 月 12 日、請求人より 10 月 11 日に生命保険解約返戻金 505,753 円が振り込まれたと収入申告があり請求人へは費消しないよう口頭で指示していた。11 月 6 日、19 日に姉が支援団体事務局長とともに来所し、請求人が加入している生命保険は、保険料も最低生活費の 1 割未満であることから保有容認できるものであるが、ケースワーカーに言われたことにより解約に至ったため、返還については疑義があると主張。12 月 6 日に解約返戻金の現状について確認したところ請求人は 37,280 円を残し費消、また姉に 350,000 円を渡していたとのことで残高について電話確認したところ 150,000 円を残し費消したとのこと。1 月 17 日に法律事務所弁護士より解約返戻金の取扱いについて申入書の提出があった。内容として「生命保険は解約を要しないものであること」、また「請求人が十分に理解させないまま解約させたものである」ため返還を求めることは不当なものであることから返還請求を止めるようのものであった。」との記載があり、問題点の要約として、「費用返還（徴収）決定を行う際に適用する条文について。請求人世帯は解約返戻金について受け取りその後、一部を残し費消している。生活保護法第 78 条の判断について「生活保護行政を適正に運用するための手引について」（平成 18 年 3 月 30 日社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）「4 法第 78 条の適用の判断（2）ウ（ア）において、「届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき」と記載がある。他方、問答集問 13-1 において不正受給の意図があったことの立証が困難である場合には法第 63 条が適用されるとしている。また「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）において法第 78 条の適用に当たり留意する点は、被保護者等に不当又は不正に受給しようとする意思があったことの立証としている。」との記載がある。

また、診断結果・結論として、「本ケースにおいて、請求人へ解約返戻金を費消しないよう口頭による指示をしたにも関わらず一部費消したため法第 78 条の判断事由に合致している。しかし、請求人の病状や知的障害を有している等の事情により、口頭指示の理解又は了知が困難であり結果として一部費消してしまったことはやむを得ず、

また請求人は解約返戻金について収入申告を行っていることから不実の申請その他不正な手段により不正に受給する意図があったとまでは認められない。そのため、法第63条適用し請求人世帯へ費用返還請求を行う。」との記載がある。

ト 開催日を平成31年1月28日とする返還金等審査調書には、「理由 請求人世帯が受給した生命保険の解約返戻金のうち、生活保護開始時点における解約返戻金額に相当する部分については、資力とみなされるため。」「総合審査結果 返還免除額について、母と姉の転居費用35,640円及び住宅名義変更に伴う手数料15,000円を必要経費と認める。自立更生に充てられる費用について、請求人から書面提出された物品については必要性及び緊急性は認められず、経常的な生活費の中から購入するものであるため免除対象としない。」との記載がある。

また、「返還免除額（必要経費・自立更生）請求人より報告があった物品」として添付された「解約返戻金使途内訳」には次の記載がある。

「請求人

解約返戻金使途	金額 (円)	領収書	金額の確認	審査結果 (返還免除)
住宅名義変更に伴う 事務手数料	15,000	あり	領収書	○
扇風機	7,505	なし	インターネット 購入履歴	×
除湿器	5,399	なし	インターネット 購入履歴	×
ミキサー	4,000	なし	書面	×
口腔洗浄機	3,976	なし	インターネット 購入履歴	×
作業用ズボン	10,000	なし	書面	×
作業用ジャンパー	2,000	なし	書面	×
手袋二組	2,598	なし	インターネット 購入履歴	×
光熱費	20,000	なし	書面	×
書籍	2,000	なし	書面	×
健康食品等	17,600	なし	書面	×
合計	90,078			

母及び姉

解約返戻金使途 (350,000円)	金額 (円)	領収書	金額の確認	審査結果 (返還免除)
転居費用	35,640	あり	領収書	○

生命保険料	8,000	なし	口頭	×
過去のカード払い	60,000	なし	口頭	×
携帯料金及びW i f i ルーター解約金	60,000	なし	口頭	×
その他使途不明	40,000	なし	口頭	×
合計	203,640			

※家賃 50,000 円については住宅扶助として認定。

※領収書の提出がないものについての金額は請求人が提出した書面、口頭による聞き取り及び請求人のインターネット購入履歴より確認。

※請求人から姉へ返戻金 350,000 円を手渡ししている（書面では 75,000 円の記載）。

### 3 口頭意見陳述の実施

#### (1) 請求人の陳述の趣旨

請求人は、平成 30 年 7 月 19 日、生活保護を利用したいと思い、一人で処分庁に行き、生活に困っていることを伝えたが、本件生命保険会社の保険があることを話したところ、職員から保険契約を解除して、解約返戻金を受け取り、医療費の支払いに充て、預貯金を使った際に再度来庁するように、と言われ、生活保護の申請をしてもらえなかった。

しかし、統合失調症の請求人が新たに同じ条件の生命保険に加入することは困難なので、請求人は本件生命保険の解約はしたくなかった。請求人は、帰宅した姉に生命保険の解約を求められたことを話すと、姉は「生活保護はあきらめないといけないのね」と言った。姉と兄の計らいで、支援団体事務局長らが同年 7 月 28 日に家に来てくれて、請求人、母と姉から聞き取りをした。母と姉は同年 7 月 31 日、支援団体事務局長らとともに処分庁を訪れ、生活保護の申請をした。8 月 13 日処分庁の担当ケースワーカーが家庭訪問に来た。担当ケースワーカーは請求人たちに対し、「保険料が高い、生活保護を受けていれば医療費は出るのだから、生活を圧迫する生命保険は必要ない、生命保険は解約してはどうか？」と言った。これに対し、姉は解約したくない事情を説明したが、担当ケースワーカーはその希望を受け入れず、同じ話を繰り返すので、請求人たちは単なる助言ではなく、指導と受け止めた。

姉は同年、9 月 5 日には、保護費を受け取るために、同年 9 月 6 日には請求人が存在を忘れていたネット銀行の明細を提出するためにそれぞれ処分庁に行った。そのたび、担当ケースワーカーから繰り返し生命保険の解約の有無を確認され、解約するよう求められた。姉が 9 月下旬ごろ、「やっぱり生命保険はどうしても解約しないといけないみたいやで」と言ってきたので、請求人は不本意ながら、本件生命保険の解約書類を取り寄せ、10 月 4 日、生命保険契約を解約した。解約したのは、何度も解約するよう言われたから、保険を掛けておくことは許されないと思ったからである。単なる助言で

従わなくてもいいということがわかっていれば、解約などしなかった。

請求人たちは、最初の生活保護相談のときから生命保険を解約するときまで処分庁から保険料が最低生活費の1割以下、解約返戻金が最低生活費の3ヵ月分以下であれば、解約せずに、保有し続けられることについて説明を受けたことは一切なかった。かりに、生命保険を解約しなくても、ということがわかっていれば、解約などしなかった。きちんと説明してほしい。

請求人は、10月11日に解約返戻金の振り込みを受け、姉が処分庁に通帳写し等を提出して報告した。ケース記録には、請求人が来庁したと記載されているということだが、請求人は行っていない。同居していた際には、処分庁とのやり取りは姉がやってくれていた。処分庁はその後、請求人や姉に対して、本件生命保険の解約返戻金を返還するように繰り返し要請してきた。処分庁は、請求人たちに対し、生命保険の解約返戻金の使途と資料の報告を求め、請求人たちは誠実にこれに応じた。その際、職員からは転居に使った費用はないか、ということは聞かれたが、世帯の自立更生に資する経費で幅広く控除され得ることに対する説明は一切なかった。

解約返戻金を何に使いたいかについても聞かれなかった。このことは、審査請求をするにあたって、請求人代理人から初めて教えてもらい、お金を何に使いたいかの希望もそのときに初めて聞いてもらった。最初から職員が説明してくれたり、聞いてくれたりしたら、請求人代理人に対して述べたのと同じようなことを述べたと思うのに、後出しのようなことを言われるのは悲しい。

## (2) 姉の陳述の趣旨

姉と母は平成30年7月31日、支援団体事務局長たちと処分庁を訪れ、生活保護申請をした。その際、本件生命保険を含む各種生命保険契約があることを申告したうえで、支援団体事務局長の助言で持参していた生命保険証書等も提出した。担当ケースワーカーは、8月13日、家庭訪問に来た際、「保険料が高い、生活保護を受けていれば、医療費は出るのだから、生活を圧迫する生命保険の必要はない。生命保険を解約してはどうか？」と述べた。姉たちは、請求人の事情から解約したくないことを説明したが、担当ケースワーカーはその希望を受け入れず、同じ話を繰り返したので、姉たちは単なる助言ではなく、指導と受け止めた。

姉と母が8月17日、呼び出されて、処分庁を訪れたところ、担当ケースワーカーから保護決定通知を渡され、保護開始に伴う制度の説明を受けた。担当ケースワーカーは、「生命保険の解約をしましたか？」と尋ねたため、姉が「まだです」と答えたところ、担当ケースワーカーは家庭訪問時と同様に、生命保険を解約するよう述べた。

姉は同年9月5日には、保護費を受け取るために、同年9月6日には、請求人が存在を忘れていたネット銀行の利用明細を提出するためにそれぞれ処分庁を訪れた。それ以外にも私は、医療券を受け取るために、8月25日過ぎごろ、9月25日過ぎごろにも処分庁を訪れたが、そのたびに、担当ケースワーカーから繰り返し生命保険の解約の有無を確認され、解約するよう求められた。

そのため、姉は9月下旬ごろ、「やはり生命保険はどうしても解約しないとあかんみたいや。」と請求人に伝えたため、請求人は不本意ながら、生命保険の解約書類を取り寄せ、10月4日、本件生命保険の契約を解約した。

姉は同年10月3日、保護費を受け取るため、処分庁を訪れた際、そのことを担当ケースワーカーに伝えた。姉たちは、最初の生活保護相談の時から生命保険を解約するときまで処分庁から保険料が最低生活費の1割以下、解約返戻金が最低生活費の3ヵ月以下であれば、解約せずに、保有し続けられることについて説明を受けたことは一切なかった。かりに、生命保険を解約しなくても良いことがわかっていたら、解約などしなかった。きちんと説明してほしいかった。

請求人は、10月11日、解約返戻金50万5753円の振り込みを受け、姉が同月12日には処分庁に対して、通帳写し等を担当ケースワーカーに提出して報告した。ケースの記録には、請求人が来庁したという記載がされているが、事実と異なる。同居していた際には、処分庁とのやりとりは姉が行っていたのであり、姉は担当ケースワーカーが通帳を見て、解約返戻金の金額の多さに驚き、あわてていた様子であったことを明確に記憶している。

面談のときに、担当ケースワーカーから返戻金を返さなければならないことや、費消してはいけないことは一切伝えられておらず、そういう説明をしたというケース記録の記載もうそである。数日後、担当ケースワーカーから私に返戻金を返してもらわなければいけないかもしれないから、あまり使わないように、という電話があった。姉が「いくらおいておいたらいいんですか？」と聞いたところ、担当ケースワーカーは、「それは検討してみないとわからない」と答えた。担当ケースワーカーからは一切、「手を付けずに置いておくように」とは言われなかったので、姉は請求人に対して、「あまり使わないほうがいいみたいよ。」とだけ伝えた。

姉は10月末に、医療券を受け取るために処分庁を訪れたところ、担当ケースワーカーから解約返戻金を返してもらうことになる。と言われた。姉は詐欺に逢ったような気持ちになり、本当に返さないといけないものか、支援団体事務局長に電話して聞いた。支援団体事務局長は生命保険を解約させられていることを知って、驚き、処分庁に抗議に行くことになった。

姉は支援団体事務局長と一緒に同年11月6日、同月19日、処分庁を訪れ、抗議し、解約返戻金の返還請求を行わないよう求めた。これに対して、処分庁側からは転居費用等については、内容によって必要経費として、控除できる余地があるとは説明があったが、世帯の自立更生に資する経費については幅広く控除されえる余地があることについての説明は全くなかった。

姉たちは、この自立更生控除に関する知識はなかったため、自ら自立更生控除に関する主張をすることもできなかった。姉たちは請求人代理人から教えられて初めて自立更生控除に関する知識を得たのである。

ところが、処分庁はその後、姉たちに対し、生命保険の解約返戻金を返還するよう繰り返し要請してきた。処分庁は、姉たちに本件生命保険の解約返戻金の使途と証拠書類

の報告を求めてきたので、姉たちは誠実にこれに応じた。その過程で、職員は、転居に使った費用はないか、という確認は行ったが、自立更生に関する経費が広く控除されえることへの説明は一切してくれなかった。解約返戻金を何に使いたいかも聞いてくれなかった。本当は解約しなくてもよかった生命保険を解約させられ、本当は返さなくてもよい解約返戻金まで返還を求められているのは詐欺にでも遭ったようである。処分庁の方々がきちんとした説明をしてきていたら、このようなことにはならなかったのに、と納得がいかない気持ちである。

### (3) 支援団体事務局長の陳述の趣旨

支援団体事務局長は、支援者から生命保険がネックで、生活保護を断られている人がいる、と援助を求められて、平成 30 年 7 月 28 日、請求人宅を家庭訪問し、3 人から事情を聞いた。問題の生命保険の内容を確認したところ、保険料が世帯の最低生活費の 1 割以下であり、解約返戻金もないと思うとのことだったので、支援団体事務局長は生命保険を解約することなく、生活保護を利用できることを助言した。支援団体事務局長は、請求人と姉と同年 7 月 31 日処分庁を訪れ、生活保護申請に同行した。

支援団体事務局長が「本件生命保険は保有が容認される範囲なので、解約しなくても生活保護は受けられますよね？」と確認したところ、対応した職員はそれを肯定し、手続きを進めた。ですから、支援団体事務局長としては、申請が受け付けられた時点で安心してしまい、まさかその後、職員から繰り返し生命保険を解約するよう言われて、解約させられるようなことになろうとは思いませんでした。

11 月はじめ、姉から連絡があり、生命保険を解約するよう繰り返し言われて解約したところ、返戻金を戻すように、返すように言われている。本当に返さないといけないのか、という相談があった。支援団体事務局長は本来、保有が認められる保険を解約させて、返戻金の返還請求するのはひどいと考え、一緒に抗議に行くことにした。

支援団体事務局長は、同年 11 月 6 日と同月 19 日、姉とともに処分庁を訪れ、本件生命保険は、保険料が最低生活費の 1 割以下、解約払戻金が最低生活費の 3 カ月分以下であって、保有を継続できるものであって、解約指導をする根拠がない旨を抗議し、解約返戻金の返還請求を行わないよう求めた。これに対し、処分庁側からは、転居費用等については、内容によって、必要経費として控除できる余地がある旨の説明はあったが、世帯の自立更生に資する経費については、幅広く控除される余地があることについての説明はなかった。

ところが、処分庁はその後、請求人らに対し、生命保険の解約返戻金を返還するよう、繰り返し要請した。そこで、支援団体事務局長は弁護士を請求人らに紹介し、同弁護士に解約返戻金の返還請求をやめるよう求めてもらったが、処分庁は、平成 31 年 2 月 8 日、本件生命保険の解約返戻金 50 万 5753 円から転居費用等、5 万 640 円を控除した 45 万 4985 円を法 63 条の規定に基づき、返還するよう求める本件処分を出した。

処分庁は、請求人らに対し、本件生命保険の解約返戻金の使途と証明資料の報告を求めたようですが、その過程において、転居に使った費用はないか、という確認は行った

ものの、自立更生に資する経費が幅広く控除されうることについての説明は一切行わなかった。支援団体事務局長自身もこの時点において、この自立更生控除に関する知識がなかったため、自立更生控除に関する主張をすることができなかった。支援団体事務局長は、請求人代理人から教示されて初めて、自立更生控除に関する知識を得たのである。かりに、こうした説明が請求人たちにされていたら、その時点で、今回提出しているような自立更生に関する主張や資料を提出するための援助を行うことは十分に可能であった。説明すべきことを説明せずに、審査請求での自立更生費の主張を後出しであると非難するのは許されないことだと思う。

2020年1月30日に市と社会保障推進協議会との懇談会の場で、支援団体から処分庁への要望として、生活保護開始時の生命保険の保有認定は、生命保険料が最低生活費の1割で、解約払戻金が3ヵ月分程度の生命保険は認めることとしている。保有を認めることが当該世帯の自立に効果的であるという理由である。保護認定時に生命保険料と解約返戻金が上記の範囲内ならケースワーカーが保護開始後に生命保険の解約を求めるのを中止することを要望した。

それに対して、市生活保護担当課は、生命保険の保有および否認は法の通知が示す基準に基づき行っており、その認否に応じて、適合に指導または助言を行っている。保有を容認している資産については、解約を求める指導はしていない、と文書回答した。

1月30日の懇談会の場で支援団体事務局長は、「生命保険の保有および否認についての通知の内容は、生命保険料が最低生活費の1割で、解約払戻金が3ヵ月分程度の生命保険は認めることになっています」と発言した。その後、市生活保護担当課長は、生命保険の保有認定はその通りである、ただし、自立が難しい高齢の受給者に対し、保険料は自己負担ですし、病気などで生命保険が出ても、返還してもらわなければならないので、十分説明をして解約することが本人のためになると勧める場合もあります、と回答した。

請求人は、生活保護申請時49歳、しかも、仕事もしている。統合失調症で将来、自立のために生命保険は必要であり、生活保護の生命保険の保有認定の範囲内である。担当ケースワーカーが生命保険は解約をしてはどうか、と数回にわたり、請求人と姉に求めた行為はあきらかに市生活保護担当課長の見解とも違う。そもそも生活保護申請時に資産調査の同意書を提出しており、銀行預金や生命保険の解約金などの資産調査をきちんとやっておれば、保有認定の範囲内が判明し、生命保険の解約は必要なかったわけである。

2018年8月の生活保護申請は、母、姉、請求人の3人で生活保護を受けたが、11月には母、姉が兄と同居する形で生活保護を離れ、自立された。

請求人は、生活保護を受けながら、統合失調症の治療に通いながら、仕事もがんばっておられる。解約前の生命保険の条件は、統合失調症のこともあり、新たにその条件で入ることもできない。担当ケースワーカーからいろいろな生命保険のパンフレットも見せていただいたが、保険料、保証条件など、到底、無理であった。また、別の日に支援団体事務局長と姉が処分庁を訪問した際、担当ケースワーカーと係長が、生活保護手

帳を見せて、生命保険の保有認定での説明をされたこともあったが、請求人の場合は、生命保険料が最低生活費の1割で、解約払戻金が3ヵ月分程度の範囲内であることを改めてお互いに再確認したこともあり、この時点でも保有認定の範囲を認識されていないのだな、と思った。以上である。

#### (4) 請求人代理人からの質問及び処分庁の回答の趣旨

##### ア 本件生命保険に対する法第29条調査について

- 請求人代理人 処分庁から提出のあった保護開始決定調書では、実地調査8月13日と書いているが、実地調査に行った後に作成したものであるか。
- 処分庁 はい。
- 請求人代理人 保険料は最低生活費の1割未満であるため、容認できる範囲である。解約返戻金については、姉や請求人の話ではないとのことであるが、根拠資料がないため、今後、法29条に基づく調査を行い、解約返戻金について確認を行い、これの可否について決定すると書いている。
- 処分庁 はい。
- 請求人代理人 これはこの時点で漏れていたけど、今後、また改めて調査をすると書かれているが、この直後にも調査をかけていないが。
- 処分庁 一括のリストの中に入っていると勘違いをしていて、それで抜け落ちていた。

##### イ 自立更生控除について

- 請求人代理人 解約返戻金を返還するにあたって、解約返戻金が戻ってきた後に、自立更生に資する経費が控除される余地があることの説明はしたと主張しているが。
- 処分庁 はい。
- 請求人代理人 ここは争いがあるが、いつ誰に対してどういう表現で説明したか言ってもらえるか。
- 処分庁 請求人に対して、具体的には、課長通知、問8-40もあって、必要性の高い生活用品であって、保有を認められる、容認されるものについては必要と認められる額が控除として認められる可能性があるとして説明はした。
- 請求人代理人 それはいつか。ケース記録だが、平成30年11月19日に返還金の話があって、転居費用等については、内容によって必要経費として容認できる余地があると説明した、としか書かれていない。それ以外の場面で何か説明をしたという記載はケース記録にはどこにもないが、いま言った、課長通知を示して説明したなどどこに書いているのか。



- 処分庁 ケース記録の記載にはないが、請求人と会う機会はもちろんあるので、話はさせていただいた。
- 請求人代理人 会う機会というのはいつなのか。
- 処分庁 例えば、収入申告のタイミングや、窓口に来られる。
- 請求人代理人 そんなところで。なぜ肝心のこのときに説明しないのか。
- 処分庁 このとき、請求人や母と姉が転居を予定されているということがあったので、一度は転居にかかる費用ということで、この時点ではわかりやすく、比較的理解いただきやすいというところで説明させていただいた。
- 請求人代理人 返還金等審査会調書であるが、この総合審査結果のところ、請求人から書面提出された物品については、必要性および緊急性は認められず、免除対象とはしないという記載がある。結局これは必要性および緊急性が認められないと自立更生費にはあたらない、処分庁としては、自立更生控除はできない、というように認識されていたということなのか。
- 処分庁 問答集に、一時扶助という箇所があるが、これは基本的に被服や、家具什器の更新等、通常予測される生活需要については経常的な生活費基準や加算から賄うべきものと記載されているので、そこから捻出するのが多分。
- 請求人代理人 それは一時扶助の規定である。それは結局、日用品については、自立更生経費には原則、あたらないと考えていたということか。
- 処分庁 あと、自立更生は前記2 処分庁の主張(1)に記載しているが、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の対象となる品目や、東日本大震災による被災者が義援金として受け取った際に自立更生として認められているものを当所では参考として決定となった。

## 理 由

### 1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第4条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条において「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

- (3) 法第 63 条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。
- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。) 第 7 の 2 は、臨時的最低生活費(一時扶助費)の認定の取扱いとして、「(前略) 最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、(中略) 臨時的に認定するものであること。なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が、計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては、十分留意すること。(後略)」と記している。
- (5) 次官通知第 8 の 3 (3) は、収入として認定しないものの取扱いとして、「オ (中略) 保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」と記している。
- (6) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。) 第 7 の 2 (5) は、被服費の取扱いとして、「ア (中略) 次官通知第 7 に定めるところによって判断したうえ、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差し支えないこと。(後略)」と、第 7 の 2 (6) は、家具什器費の取扱いとして、「ア 炊事用具、食器等の家具什器 (中略) 次官通知第 7 に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、(中略) 特別基準の設定があったものとして家具什器(中略)を支給して差し支えないこと。(後略)」と記している。
- (7) 局長通知第 8 の 2 (4) は、収入として認定しないものの取扱いとして、「自立更生のための(中略) 保険金若しくは見舞金(中略)のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。ただし、直ちに生業、医療、家屋補修、就学等にあてられない場合であっても、将来それらにあてることを目的として適当な者に預託されたときは、その預託されている間、これを収入として認定しないものとする。こと。(後略)」と記している。
- (8) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成 24 年 7 月 23 日

社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成 24 年課長通知」という。) の 1 の (1) には、法第 63 条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第 63 条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とし、控除して差し支えない額として①から⑥の額を定めている。

なお、その④において、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」と定めている。

(9) 課長通知の第 8 の問 40 の「(前略) 自立更生のための用途に供される額の認定 (後略)」答は、「被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとする。(後略)」と記し、次の掲げるものとして (1) 及び (2) アからシを示し、(2) クは、「当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額」と定めている。

(10) 問答集の問 3 の 24 の「保護開始申請時の保険解約の取扱い」答 (1) は、「(前略) 解約返戻金が生じる保険であっても、保護の開始にあたって解約させて返戻金を活用させることが社会通念上適当でないものがある。すなわち、生命保険は被保険者の生死を保険事故とし、その事故が発生したときに保険者が一定の保険金を支払うことを約し、保険契約者が保険料を支払うことを約する保険であるが、このように保険には「万一の場合に備える」という保障的性格に意味があり、日常の生活費の不足を補うために保険を途中で解約することは、むしろ例外とされている。したがって、保険解約返戻金は「資産」といっても、払いもどしを当然に予定している貯金とはかなり性質を異にしているので、少額の解約返戻金まで活用を求めるのは社会通念上適当ではなくなっている。また、解約はかえって保護廃止後の世帯の自立更生に支障を生じるおそれもある。以上の事情を考慮し、解約返戻金が少額であり、かつ保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しない場合には保護開始に当たっても、直ちに解約して活用することを要しないという取扱いをすることができることとされている。(後略)」と、答 (2) は、「解約返戻金が少額であるかの判断については、医療扶助を除く最低生活費の概ね 3 か月程度以下を目安とされたい。また、保険料額の当該地域の一般世帯との均衡の判断については (中略) 医療扶助を除く最低生活費の 1 割程度以下を目安とされたい。」と記している。

2 審理員意見書及び大阪府行政不服審査会第 3 部会答申書 (以下「答申書」という。) の要旨について

(1) 審理員意見書の要旨

ア 結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

イ 理由の要旨

(ア) 本件についてみると、処分庁は、請求人が、加入していた本件生命保険に係る解約返戻金(505,753円)を平成30年10月11日に受領したことから、前記1(3)に基づき、請求人の保護開始時点における解約返戻金額に相当する部分(505,625円)を資力とみなし、返還対象額としたうえで、転居費用(35,640円)及び住宅名義変更費用(15,000円)を控除した額(454,985円)について返還を求めるとし、本件処分を行ったことが認められる。

(イ) 前記1(8)のとおり、法第63条に基づく費用返還の取扱いについては、原則、全額を返還対象としつつ、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額を返還額から控除(自立更生控除)することが可能である。

請求人は、本件処分にあたり、処分庁が自立更生控除について何ら説明をせず、請求人の生活上のニーズについて何ら調査・検討も行わず、本来であれば、請求人の自立更生控除の額は合計472,918円で、本件処分では返還を求められている454,985円を超えていることからすれば、処分庁が、本来行うべき自立更生控除の説明、調査及び検討を行っていれば、要返還額は存在しないはずであった旨、にもかかわらず、本件処分は、こうした説明、調査及び検討を完全に怠ってなされたことから違法である旨を主張する。

(ウ) まず、本件において、自立更生控除を検討すべき対象についてみる。

本件処分以前の平成30年12月5日の時点において、解約返戻金(505,753円)が入金された請求人の通帳の残高は37,280円であり、解約返戻金の入金後に給与として計155,727円が入金されたこと等を踏まえると、解約返戻金は既に費消済みであったことが認められる。

前記1(8)のとおり、自立更生控除については、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」と定められ、既に“やむを得ない用途に充てられたもの”を自立更生控除の対象としていることからすると、処分庁が、請求人から既に費消済みの解約返戻金の使途について聞き取り、

その内容を自立更生控除の検討の対象とした判断については、一定の合理性があるといえる。

しかしながら、請求人は、本件審査請求において、本件処分後に請求人が購入した物品及び今後、購入の必要性があると主張する物品等について、自立更生控除を行うべきである旨を主張しており、それらは既に“やむを得ない用途に充てられたもの”には当たらず、請求人の主張は採用できない。

(エ) 次に、処分庁による自立更生控除についての説明並びに調査及び検討の状況についてみる。

①平成 30 年 10 月 12 日、処分庁は請求人から本件生命保険解約により解約返戻金が支払われた旨の報告を受け、請求人及び姉に対し、法第 63 条等での返還が見込まれるため、費消しないように伝えたこと、②同年 11 月 19 日、処分庁は、姉及び支援団体事務局長に対し、転居費用等についても必要経費として控除できる余地がある旨説明したこと、③同年 12 月 6 日、請求人は、解約返戻金の使途を処分庁に問われ、姉に 350,000 円渡した他は自身のズボン等の購入に充てた旨述べたこと、④同月 14 日、処分庁が姉に対し、請求人からの 350,000 円の受領の有無及びその使途についての聞き取りを行ったところ、姉は、受領した旨、150,000 円を残し、その他は既に費消済みである旨述べたこと、⑤同月 27 日、処分庁は、請求人宅への家庭訪問を行い、生活状況の確認を行うとともに、請求人に対し、申告のあった費消済みの解約返戻金の用途について、購入物品を確認したこと、処分庁が請求人に対し、他に使途がないかを尋ねたところ、請求人は他にはない旨述べたこと、⑥平成 31 年 1 月 28 日、処分庁は、ケース診断会議及び返還金等審査会を開催し、請求人に支払われた解約返戻金の扱いについて、診断し、返還免除の対象を決定したことが認められる。

これらのことからすると、処分庁は、請求人等に対し、転居費用等の控除が可能である等、自立更生控除について一定説明し、解約返戻金の使途を確認の上、請求人宅を家庭訪問し、購入物品を確認する等の調査を行っており、これらの調査を踏まえ、ケース診断会議及び返還金等審査会において組織的に自立更生控除の範囲について検討を行い、最終的に本件処分を行っており、その判断の過程に違法又は不当な点は認められず、請求人の主張は採用できない。

(オ) なお、本件においては、本件生命保険について、請求人の保護開始時点における処分庁の調査が不十分であったことが認められる。保護開始時点の資産調査は、保護の要否判定や保護の実施等において重要な意味を持つことから、処分庁において、今後、同様なことが無いよう留意すべき旨を付言する。

## (2) 答申書の要旨

ア 結論

本件審査請求は認容すべきである。

イ 理由の要旨

(ア) 法第 63 条の趣旨について

法第 63 条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまる。その趣旨は、法が、生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としていること（法第 1 条参照）に鑑み、現に保護を受けている被保護者に対して、現に返還に耐え得る資力を有するか否か等にかかわらず、その受けた保護金品に相当する金額の全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、個々の場合に被保護者に返還を求める金額の決定を、当該被保護者の状況をよく知り得る立場にある保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

このような法第 63 条の趣旨等によれば、保護の実施機関が、返還額決定について有する裁量は、全くの自由裁量ではなく、当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられた金品及び充てられる予定の金品、すなわち自立更生費の有無、地域住民との均衡、その額が社会通念上容認される程度であるかどうか、全額返還が被保護者の自立を著しく阻害するか等の点について考慮すべきであると解される。

そして、その裁量権の行使に対する司法審査においては、その判断が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が重要な事実を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くと認められる場合に、裁量権の逸脱又は濫用として違法となると解されている。

以上を踏まえ法第 63 条に基づく費用返還決定を違法であるとして取り消した裁判例として、平成 26 年 3 月 11 日福岡地方裁判所判決（賃金と社会保障 1615・1616 号 112 頁）、平成 29 年 2 月 1 日東京地方裁判所判決（賃金と社会保障 1680 号 33 頁）等がある。

また、行政実務では、費用返還決定の取扱いについて、前記 1（8）の平成 24 年課長通知等が参照されている。この通知等は、法第 63 条の前記趣旨を踏まえて運用されるべきものである。

以上の点に鑑み、本件処分が違法又は不当であるか否かを以下、検討する。

(イ) 処分庁による自立更生免除に関する説明について

a 前記（ア）のとおり、保護の実施機関は、法第 63 条に基づく費用返還決定を行うに当たって、当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられた金品のみならず、充てられる予定の金品もまた自立更生費に含まれることを前提に、その有無、地域住民との均衡、その額が社会通念上容認される程度であるかどうか、全額返還が被保護者の自立を著しく阻害するか等を考慮すべきである。

保護の実施機関はこうした考慮をするにあたり、被保護者に対し自立更生免除の趣旨を説明した上で自立更生費の申告を求め、その必要性等を調査することが求められる。

b この点について、請求人は、平成 30 年 11 月 6 日及び同月 19 日の時点で、処分庁から、転居費用等については内容によって必要経費として控除できる余地がある旨の説明はあったが、自立更生免除及びこれが認められる経費について説明がなかったと主張している。これに対し処分庁は、生活保護手帳、課長通知第 8 の問 40 をもとに、利用の必要性が高い生活用品であって保有を容認されるものの購入については必要と認められる額が控除される可能性があることを説明し、これにかかる経費を申告するよう求めた旨主張している。

これらの主張の真偽に関して事件記録を精査すると、ケース記録票からは、処分庁が、平成 30 年 10 月 12 日に本件生命保険の解約返戻金が 505,753 円であることを認識し、その後、同年 11 月 19 日に転居費用等についても内容によって必要経費として控除できる余地があると説明し、同年 12 月 13 日に、請求人世帯から解約返戻金の使途一覧の提出を受け、同月 14 日（再度平成 31 年 1 月 9 日）に姉から購入済みの使途を聴取して領収書や明細等の提出を求め、平成 30 年 12 月 27 日に家庭訪問して請求人に対し解約返戻金で購入した物品の確認を行い、同人から他には使途がない旨の回答を得たことは確認することができる。

しかしながら、請求人世帯がすでに購入していた費目を聴取しただけでなく、自立更生免除の趣旨、及び転居費用のほかにも自立更生費が認められる旨、同世帯に説明したとの処分庁の主張を裏付けるケース記録その他の書証は、事件記録の中に見出すことができない。また、自立更生のためにやむを得ない用途に充てられる予定の金品も含めて自立更生費の申告をするよう、処分庁が同世帯に求めた事実を認定することはできない。

このように、本件では、処分庁が請求人世帯に対し、転居費用を必要経費として控除できる余地があると説明したこと、解約返戻金で購入したものを聴取及び確認してそれらにかかる領収書や明細等の提出を求めたことが認められるにすぎず、請求人から使途一覧が提出された平成 30 年 12 月 13 日頃までに、処分庁が自立更生免除の趣旨に即した説明を行った事実は認められない。

- c 以上より、処分庁は、本件処分にかかる裁量的判断において前記（ア）に掲げた事項の考慮を尽くす上で、請求人世帯に対し自立更生免除の趣旨を説明し、自立更生費の申告を求めてその必要性等を調査することが求められていたが、これを行わなかったと言わざるを得ない。

(ウ) 本件生命保険の解約に至る経緯について

- a 請求人は、本件生命保険の解約指導が違法である旨主張するため、本件生命保険の解約に至る経緯に即して、以下、この点検討する。

- b 前記1（10）の問答集問3の24の答（1）では、解約返戻金が生じる保険であっても、保護の開始にあたって解約させて少額の解約返戻金まで活用を求めするのは社会通念上適当ではなく、解約はかえって保護廃止後の世帯の自立更生に支障を生じるおそれがあることから、解約返戻金が少額であり、かつ保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しない場合には、保護開始に当たっても直ちに解約して活用することを要しないという取扱いが予定されている。

したがって、被保護世帯の自立更生の観点から、保護の実施機関は、資産として生命保険の契約が確認された場合、これを直ちに解約して活用することを要しないという取扱いができるかを適切に調査することが求められる。

この点に関して本件で処分庁による取扱いは次のようなものであった。すなわち、処分庁は、本件生命保険の保有の可否に関して、本件保護申請の時の記録及び本件資産申告書から本件生命保険の保有と保険料が9,670円であると確認し、保護開始決定時、本件生命保険を含め請求人世帯の保険契約証書から保険料総額が最低生活費の1割未満であることを確認したが、解約返戻金はないとの請求人世帯の申告については、法第29条調査をした上で本件生命保険の保有の可否を決定する方針とした。

しかしながら、法第29条調査において担当職員の実ミスにより調査対象先から本件生命保険の保険会社である本件生命保険会社が漏れていた。

- c また、本件生命保険の解約に関して、処分庁は、本件保護申請の前の面接相談の際に、本件生命保険を解約して返戻金を費消した後に再来所するよう指示していた。その後、担当職員が請求人世帯に対し次のような助言及び確認を行った。すなわち、担当職員は、本件保護決定前の家庭訪問調査の際に本件生命保険を解約してはどうかと述べ、保護開始に伴う制度説明の際に本件生命保険を解約したかどうかを確認し、保護費の支払の際及びネット銀行の明細提出の際、本件生命保険を解約したかを確認した。

このように、担当職員は請求人世帯に対し、本件生命保険の解約を助言し、その後少なくとも合計3回、助言に沿って解約したか否かを確認した（以下、助言



及び解約したか否かの確認を「助言等」という。)

- d 担当職員は、本件生命保険の保険料の支払が生活を圧迫してはいけないという思いからその解約を助言等した旨主張するが、仮にそうであったとしても、それに先立ち、前記1(10)の問答集問3の24の答(2)に照らして、本件生命保険を直ちに解約して活用することを要しないという取扱いができるかを調査すべきであった。しかも、処分庁は開始決定時には解約返戻金の額を確認してから保有の可否を判断する旨決定していたにもかかわらず、処分庁はこれを行わず(処分庁が本件生命保険会社に対して法第29条調査を行ったのは本件生命保険の解約後である)、保有を容認できるか検討しないまま請求人世帯に解約を助言等した担当職員の行為は不適切であったと評価せざるをえない。

なお、処分庁は再弁明書において、請求人世帯の申告を受け本件生命保険に解約返戻金がないとの認識に立って解約を助言等したものであって、解約返戻金があることを認識していればその額によっては保有を認める余地があるから解約する必要がないことを伝えていた旨主張する。しかしながら、処分庁は、本件生命保険の解約返戻金に関して、請求人世帯の前記申告にかかわらず法第29条調査の必要を認めていたのであり、それにもかかわらず担当職員のミスによりこれを実施せずに解約を助言等をし、それに沿って実際に解約したか否かを請求人世帯に3回は問うていることからみて、処分庁の上記主張は失当である。

また、姉から本件生命保険を解約したくないとの意思表示がなかったという処分庁の主張が事実であったとしても、処分庁は、解約を助言等するにあたり、そもそも本件生命保険の保有の可能性のあることを説明し、その上で解約するか否かを決めるよう助言等すべきであったと言えるが、これを行った事実を事件記録から認めることはできない。

- e 本件生命保険は、処分庁が再々弁明書の中で「前提として、本件生命保険は、本来、解約する必要がなかった生命保険であった。」と自認しているとおり、前記1(10)の問答集問3の24の答(2)に照らして保有が認められるものであった(これに反する証拠は事件記録には見出されない)。

通例、生命保険を途中解約した場合、返戻金は満期時に受け取る額よりもかなり少ないこと等から、処分庁の助言等に従い本件生命保険を解約した結果、解約しなかった場合と比べ、請求人世帯には一定の経済的な不利益がもたらされることになった。また、本件では統合失調症に罹患している請求人が解約後に新たに同条件の生命保険に加入するのは容易でないこと等に鑑みると、本件生命保険の解約により保護廃止後の請求人世帯の自立更生に支障の生じるおそれは否定できない。

それゆえ処分庁が、本件生命保険の保有を認められる可能性のあることを請求人世帯に説明しなかったどころか、解約を助言等したことは、同世帯の自立更

生という観点からみても、不適切なものであった。

- f 以上のとおり、担当職員が本件生命保険の解約について助言等を行ったことは、請求人に対し解約を事実上強制するものでなくその動機付けにすぎないという点において違法とまでは言えないが、同世帯が保険料支払に窮していたといった事情も見当たらない本件においては、助言等の結果、請求人がこれに従わなければならないとの認識を抱き、自らにとって不利益な解約に至ったものと認められる（担当職員は、令和2年2月20日に実施された口頭意見陳述で、こうした助言等をして請求人世帯の自由な意思決定を奪った旨を自認している）。  
本件における以上のような経緯は、処分庁が本件処分をする上で十分に考慮されるべきであった。

(エ) 本件処分にかかる返還額の決定について

- a 処分庁は、本件処分にかかる返還額を決定するにあたり、被服や家具什器の更新等、通常予測される生活需要については経常的な生活費や加算から賄うべきであり一時扶助費を支給しないとする厚生労働省の通知（次官通知第7の2、局長通知第7の2の（5）及び（6）等がこれに当たると推認される）に依拠し、必要性及び緊急性が認められないこと等も理由に、請求人世帯が提出した使途一覧にあった経費のうち、住宅名義変更に伴う事務手数料 15,000 円及び転居費用 35,460 円に限り自立更生免除を認めた。

しかしながら、前記1（8）の平成24年課長通知においては、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」という基準が示されているにすぎず、自立更生免除の対象に関して、一時扶助費の支給対象となる費目に限られること、必要性及び緊急性が認められることといった要件ないし制限は設けられていない。そもそも自立更生免除は生活扶助の一時扶助費の支給とは趣旨が異なることから、両者の対象又は範囲を一致させなければならないというものではない。

自立更生免除を認める対象又は範囲について保護の実施機関に裁量が認められるとしても、前記（ア）でみた法第63条の趣旨及び前記1（8）の平成24年課長通知に示された考え方からみて、本件で処分庁が自立更生免除を認めた対象又は範囲は狭きに失し、その判断は合理性を欠くものである。

- b 処分庁は、返還額の決定にかかる裁量的判断において、こうした自立更生免除の趣旨のみならず、本件生命保険の解約に至る経緯からは、信義則上、次の点を考慮しなければならなかった。すなわち、①請求人世帯が担当職員の不適切な助言等により、地域住民との均衡や社会通念上保有が認められている本件生命保

険の解約を事実上余儀なくされ、その結果、経済的不利益を被ることになったこと、②請求人の障害その他当該世帯の生活状況等を勘案すると、本件生命保険の解約により同世帯の今後の自立更生に支障の生じるおそれを否定できないこと、そして、③その返戻金についてまで同世帯に返還を求めることはその自立を著しく阻害するものに相当することの各点を考慮すべきであったと言うべきである。

それに加えて、505,753円という解約返戻金の額が、前記1(10)の問答集問3の24の答(2)によれば少額であると判断され、社会通念上も保有を容認される程度であることもまた斟酌されるべきである。

しかしながら、処分庁は、本件処分に際しこれらの考慮すべき事項を考慮していない点において、その裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものと言わざるを得ない。加えて、本件生命保険の解約に至る経緯に鑑みれば、信義則上、処分庁は、請求人世帯の費消した使途又は金額の如何を問わず、本件生命保険の解約返戻金の全額について返還を免除すべきであった。

それにもかかわらず解約返戻金について転居費用等を除く454,985円の返還を義務付ける本件処分は、考慮すべき事項を考慮せずになされたものであり、その結果、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められることから、処分庁はその裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと言わざるを得ない。

### 3 本件処分について

#### (1) 法第63条の解釈と運用について

法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において処分庁の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を処分庁の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うにあたって、以上のような同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない(福岡地方裁判所平成26年3月11日判決及び東京地方裁判所平成29年2月1日判決参照)。

#### (2) 処分庁による自立更生免除に関する説明について

ア 前記(1)のとおり、保護の実施機関は、法第63条に基づく費用返還決定を行う

に当たって、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮すべきである。

保護の実施機関はこうした考慮をするにあたり、被保護者に対し自立更生免除の趣旨を説明した上で自立更生費の申告を求め、その必要性等を調査することが求められる。

イ この点について、請求人は、平成30年11月6日及び同月19日の時点で、処分庁から、転居費用等については内容によって必要経費として控除できる余地がある旨の説明はあったが、自立更生免除及びこれが認められる経費について説明がなかったと主張している。これに対し処分庁は、生活保護手帳、課長通知第8の問40をもとに、利用の必要性が高い生活用品であって保有を容認されるものの購入については必要と認められる額が控除される可能性があることを説明し、これにかかる経費を申告するよう求めた旨主張している。

これらの主張の真偽に関して事件記録を精査すると、ケース記録票からは、処分庁が、平成30年10月12日に本件生命保険の解約返戻金が505,753円であることを認識し、その後、同年11月19日に転居費用等についても内容によって必要経費として控除できる余地があると説明し、同年12月13日に、請求人世帯から解約返戻金の使途一覧の提出を受け、同月14日（再度平成31年1月9日）に姉から購入済みの使途を聴取して領収書や明細等の提出を求め、平成30年12月27日に家庭訪問して請求人に対し解約返戻金で購入した物品の確認を行い、同人から他には使途がない旨の回答を得たことは確認することができる。

しかしながら、請求人世帯がすでに購入していた費目を聴取しただけでなく、自立更生免除の趣旨、及び転居費用のほかにも自立更生費が認められる旨、同世帯に説明したとの処分庁の主張を裏付けるケース記録その他の書証は、事件記録の中に見出すことができない。また、自立更生のためにやむを得ない用途に充てられる予定の金品も含めて自立更生費の申告をするよう、処分庁が同世帯に求めた事実を認定することはできない。

このように、本件では、処分庁が請求人世帯に対し、転居費用を必要経費として控除できる余地があると説明したこと、解約返戻金で購入したものを聴取及び確認してそれらにかかる領収書や明細等の提出を求めたことが認められるにすぎず、請求人から使途一覧が提出された平成30年12月13日頃までに、処分庁が自立更生免除の趣旨に即した説明を行った事実は認められない。

ウ 以上により、処分庁は、本件処分にかかる裁量的判断において前記（1）に掲げた事項の考慮を尽くす上で、請求人世帯に対し自立更生免除の趣旨を説明し、自立更生費の申告を求めてその必要性等を調査することが求められていたが、これを行わなかったと言わざるを得ない。

(3) 本件処分にかかる返還額の決定について

処分庁は、本件処分にかかる返還額を決定するにあたり、被服や家具什器の更新等、通常予測される生活需要については経常的な生活費や加算から賄うべきであり一時扶助費を支給しないとする厚生労働省の通知に依拠し、必要性及び緊急性が認められないこと等も理由に、請求人世帯が提出した使途一覧にあった経費のうち、住宅名義変更に伴う事務手数料 15,000 円及び転居費用 35,460 円に限り自立更生免除を認めた。

しかしながら、前記 1 (8) の平成 24 年課長通知においては、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」という基準が示されているにすぎず、自立更生免除の対象に関して、一時扶助費の支給対象となる費目に限られること、必要性及び緊急性が認められることといった要件ないし制限は設けられていない。そもそも自立更生免除は生活扶助の一時扶助費の支給とは趣旨が異なることから、両者の対象又は範囲を一致させなければならないというものではない。

自立更生免除を認める対象又は範囲について保護の実施機関に裁量が認められるとしても、前記 (1) でみた法第 63 条の趣旨及び前記 1 (8) の平成 24 年課長通知に示された考え方からみて、本件で処分庁が自立更生免除を認めた対象又は範囲は狭きに失し、その判断は合理性を欠くものである。

(4) まとめ

以上により、本件処分は違法又は不当であって取り消されるべきである。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第 46 条第 1 項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和 4 年 3 月 4 日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算し

て1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

